

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (29. 4 定)			
日 時	平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 2 3 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	林下委員長、中村（吉宏）副委員長、高野・松田・斉藤・ 中村（誠吾）・川畑・山田・横田各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・医療保険・ 福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、消防長、 会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者（生活環境部長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した林下でございます。もとより微力ではありますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のために、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、中村吉宏委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高野委員、中村誠吾委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高橋龍委員が中村誠吾委員に、小貫委員が川畑委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、公明党、共産党、民進党の順といたします。

自民党。

○横田委員

◎臨港地区における除雪について

まず、質問通告しておりました中の臨港地区における除雪について、これに関連がありますので、昨日、本市が被告になっております損害賠償請求事件、これの判決、言い渡しが出ました。

原告は、道都総合事業協同組合、代表理事の荒木和廣氏です。

主文は、原告の請求を棄却する、訴訟費用は原告の負担とするという言い渡しが出まして、双方の主張、そして裁判所の判断等について、たくさんのページを割いてあります。

これについては、当事者といいましょうか、議会で発言をして、こう訴えられたことになりましたので、その当事者の中村吉宏委員がいますので、後日それについては、改めてしっかりと議論をさせていただきます。

まず、この判決言い渡しの中で、裁判所が判断としてこう結んでおります。

民主主義及び地方自治という憲法の基本理念に照らすと云々、省略しますが、地方公共団体の行政を監督することが求められている地方議会議員には、これらの職務を全うできるよう議会における言論の自由を最大限保障すべきであるということであります。

きょうの報道にもありましたけれども、氏名を出してやることも、それは必要であれば構わないと。というか国家賠償法には当たらないということでありましたので、きょうこれから個人名が出るかもしれませんけれども、どうぞよろしく願いいたします。

まず、本会議でも申し上げましたが、臨港地区の除雪、これは産業港湾部が発注事務をしているわけですが、これについて、非常に遅い通知で業者も困ったというような趣旨のお話をさせていただきました。

なぜ来年に回せなかったのか、あるいは再来年に回せなかったのかということについて、しっかりとした御答弁をいただけなかったのですが、きょう改めて要求した資料があります。建設部と産業港湾部の、この件に関する時系列の事項が書いてあります。

これに基づいて、建設部からそして産業港湾部、この資料に基づいた御説明をお願いいたします。

○（建設）雪対策第 1 課長

当委員会に、建設部から提出している資料について御説明いたします。

小樽市地域総合除雪業務の再委託に関する経緯についてと題しております。これにつきましては、再委託の制限に関する平成29年8月25日開催の建設常任委員会から、産業港湾部に資料を送付するまでの時系列を記載しております。時系列に沿って御報告いたします。

8月25日金曜日、建設常任委員会で再委託の制限について、検討内容を報告しております。

次に、9月1日金曜日に、再委託の制限を含む平成29年度小樽市共同企業体除雪業務に関する検討中の事項の資料を道路除雪等登録業者等に送付しております。

続きまして、9月12日火曜日、上記の業者を対象とした説明会で、業務の再委託を検討中である旨の説明を行っております。

続きまして、9月19日火曜日に、建設常任委員に今年度の再委託の制限の更新を個別に説明しております。

9月26日火曜日、平成29年度小樽市共同企業体除雪業務入札等参加申請に関する説明会で、再委託の制限について、今年度の方針を業者に向けて説明しております。

続きまして、10月5日木曜日に、建設常任委員会、これは第3回定例会でございますが、再委託の制限について報告しております。

続きまして、10月19日木曜日、これは第1から第7ステーション、七つの地域総合除雪業務の設計書の決裁、これを終えております。

10月23日月曜日、平成29年度小樽市除雪業務委託等仕様書の中の業務委託の再委託の部分を、産業港湾部港湾室に送付したところでございます。

○（産業港湾）事業課長

それでは、引き続き臨港地区における再委託に関する経緯について御説明申し上げたいと思います。

資料で臨港地区除雪業務の再委託に関する経緯ということでお配りしているところでございます。

まず、上の段から10月19日の木曜日でございますけれども、今年度の総合除雪業務における特記仕様書の再委託に係る情報を建設部からいただきました。内容といたしましては、今年度から業務の再委託に関する項目で一部追加があったということでございます。その追加の内容といたしましては、受託者は地域総合除雪において、路面対策工（砂散布作業）等の特殊な作業を除き、除排雪工種での再委託を制限するといった内容でございました。

次に、10月20日金曜日でございますが、昨年の委託者でございます秋津道路株式会社と打ち合わせをしたところでございます。これにつきましては、内容といたしまして、今年度から再委託の要件が追加になった旨を説明したところでございます。また、昨年の再委託者である、いわば秋津道路の下請に入ったところでございますけれども、小樽運送事業協同組合と打ち合わせし、これも同じく、今年度から除排雪工種の再委託が困難である旨を説明いたしまして、臨港地区の除排雪業務の入札に参加するためには、道路除雪登録が必要であることを説明したところでございます。

10月23日におきましては、昨年の再委託者である、同じく小樽トラック協同組合と打ち合わせし、これも同じような内容で説明をしたところでございます。

これと同じ23日には、建設部から再委託に係る特記仕様書を抜粋して、書面でいただいたところでございます。

10月25日におきましては、同じく建設部から除排雪の再委託についての説明を受けまして、この内容といたしましては、原則、再委託は全面禁止。ただし、砂散布業者のみ認めるという内容でございます。

この後、我々といたしましては、これまで1社で臨港地区の除雪をしておりましたので、道路除雪登録業者39社にアンケートを実施したところでございます。内容といたしましては二つございまして、臨港地区への入札参加意思があるかどうかということがまず1点、もう一つは臨港地区1地域として作業ができるか、いわゆる機械が準備できるかというこの2点についてアンケートしたところ、前者においては、入札参加意思があるということが4社、また、機械を準備できると言ったところがゼロということでございました。

その後、10月30日におきましては、市長、副市長、そして建設部、産業港湾部におきまして、再委託に関する打ち合わせを行ったところでございます。

11月8日におきましては、昨年再委託いたしました小樽運送事業協同組合、そして運送関係業者と打ち合わせをいたしました。

同じく11月8日には、市長と打ち合わせし、本年度は3分割で臨港地区を発注するという旨を報告したところでございます。

11月15日は、産業港湾部工事等委員会で3分割発注することを決定いたしまして、同日、臨港地区除雪業務設計書の起案を行ったところでございます。

そして、11月30日には、臨港地区の除雪業務（3業務分）の入札を執行したというのが一連の流れでございます。

○横田委員

ただいま御説明をいただきました。どこの時点でどういう話がというのは、詳細には書いていませんけれども、こんな流れだったのだなというのはわかりました。

しかし、何度も言うように、この10月19日に建設部から産業港湾部が情報収集、情報をもらったと。そして20日には、秋津道路と小樽運協、それからその翌日がトラック協会、こういうふうに説明したと、これは雪の降る1カ月前ですよ。

それで港湾室にお伺いしますが、この3社に説明した、20日と23日にやったというようになっていますが、相手方の反応はいかがでしたか。

○（産業港湾）事業課長

10月20日そして23日の打ち合わせの内容でございますけれども、それぞれ秋津道路と下請業者である小樽運送事業協同組合ほかと打ち合わせしたところでございます。この内容につきましては、やはり入札が11月に控えている中、やれ急にこういうことを言われてもなかなか対応ができない、機械も用意するといっても、なかなかできないというような状況でございました。

また、下請におきましても、急に入札するためには、道路除雪の登録が必要だといったことを言われても、なかなか資格の問題もございまして、機械の用意もありますし、なかなか困難であるといったことを、打ち合わせの中で言われたところでございます。

○横田委員

当然だと思います。本会議でも言いましたけれども、皆さんそれぞれ企業ですから、事業計画をお持ちですし、それから、適正な利潤も得なくてはならないのですよね。社員もいます、家族もいます、それをいきなりこういう要件変更は、誰だって戸惑うのではないですか。それをあえてなぜやったかという、ことしから特別に、支障は、そうしなければ絶対除雪ができなかったわけではないですよ、ことしは。昨年までやっているのですから。どうして来年に延ばせなかったのか、私は不思議でなりません。

情報によりますと、この20日以降に、石田議員が港湾室に行かれたというふうにお聞きしております。どういう話だったのですか。

○（産業港湾）事業課長

10月中旬以降、確かに石田議員が港湾室によく来たことは事実でございます。その中でのお話の内容といたしますが、これまでの臨港地区における除雪、これはどのような形でやっていたのか、またどのような機械が入っていたのか、こういったことについて御質問があったので、口頭で答えたところでございます。

○横田委員

本会議でも言いましたけれども、改めて、これは11月15日起案の3分割の工事等委員会の回議による議決という資料が私の手元にあります。それから、入札結果の資料もございまして、3地区の、勝納・若竹地区除雪業

務540万円、これは株式会社道都開発が2回の不調で、最後は随意契約で取っております。市長の後援会の幹事長です。皆さん御存知だと思いますけれども。そして、石田議員は市長の支援者といいましょうか、御一緒です。

そして、結果的には、この株式会社道都開発が540万円で請け負うことになった。片や秋津道路は、前年、千二百数十万円の設計額があったのですが、四百何十万円に。この流れを見て、この前、市長にお尋ねしましたら、いや、入札だから心配ないというお話でしたけれども、この入札に至るようになったのは、何か少し釈然としないストーリーが、感じがあつてなりません。

市長にお尋ねいたします。私が今指摘したような流れ、どうお思いですか。その入札の云々は別ですよ、市長の後援会、幹事長のところに入札をする機会ができたといいましようかね、そういうことについて、いかが認識していますか。

○市長

横田委員から、今の御質問の中で、本会議の中でも答弁いたしましたけれども、地域総合除雪の中において、要件等が決まって、それを他の部署も含めて統一性を持ってやっていくということは、非常に重要なことだというふうに思っております。同じ市役所の中で、右側にあつたらこちらで、左側になつたら逆なほうとか、そういうふうにばらばらな状況というのは、やはり市政として取り組むに当たって、問題の一つとなりかねないということもありますので、今、御指摘がありましたように時期的な、ぎりぎりだというようなことにおいては、我々も反省していかなければならないというふうに思っておりますが、その進め方においては、何ら問題はない、このように感じているところでございます。

○横田委員

先ほどの判決の中にもあるのですが、市が一方的に被告というふうになっていきますけれども、一方的に決められることについてなので、議会で議論する必要がないというのが原告の主張でした。ところが、判断では、公の仕事なので、いろいろなことも考えなくてはならないのではないかと、一方的にそれは変えますよではなくて。その建設部なり、今、市長が言われたのは、仕組みとしてはわかります。だけれども、先ほどからずっと言っているのですが、確かにことはそういうふうに、そのようにできるかもしれないけれども、みんなが困るのになぜ押し切ったのかということです。10月30日、市長、副市長、建設部、産業港湾部で再委託に関する打ち合わせをしたと、これはいいですよ、今言ったようなお話だから。だけれども、ここでそういうふうにするのは来年からにしようとか、激変緩和しようとか、そういうお話はなかったのですか、お聞かせください。

○（産業港湾）事業課長

10月30日に、市長、副市長以下、打ち合わせしたときに、我々産業港湾部としても参加したのですが、その段階におきましては、来年からやるといった話はございませんでした。

○横田委員

どうしてないのか不思議です。それ以前にはそういうお話はあったのですか。

○（産業港湾）事業課長

我々は再委託に関することにつきましては、10月19日以降に知ったお話でして、それから作業を進めて10月30日に、市長と副市長を含めた打ち合わせを全体会議で行っておりますけれども、この10月19日以降につきましては、なかったというふうには認識しています。

○横田委員

普通、そういう意見がどこから出るのではないかと。この20日、23日で説明したときにいろいろお話があつたでしょう、先ほどお聞きしましたけれども。業者は戸惑っているわけですよ。どうして、そういう話が出ないのかが私は不思議でなりません。市民の民意を反映されている市長にいながらですよ。それから、11月8日には市長にも3分割でやるという話を報告されているということです。そのときにでも、少し待てよという力は働かないのです

かね。

くどいですが、昨年のままの体制でもことしはできるのですよ、できたのですよ、その判断がきちんと入れば。それを無理やりやっ、2分割でもいいのだけれども3分割にして、そして、そこに2こまというのか、よくわからないのだけれども、そこの業者が入る機会をつくったと。機会というのはマシーンではないですよ、チャンスです。それは誰が聞いてもおかしいし、先ほど言った市長との御関係もありますので、私はどうなのかなと。

そして、設計額も上がっているのです、おとといの質疑及び一般質問で安齋議員が言いましたし、私の代表質問に対する答弁にもありましたけれども、その統一性を保つということだけがなぜか進んで、それこそ血の通う政策、血の通った政策というのが、これだけ優秀な職員の皆様方がいて、どうしてそういうことができないのかなというのが。余り演説してもしょうがないのですけれども、要するに、少しやったもの勝ちみたいなことが、この小樽市でなされているということはずいすよ。

それで、市長は入札なので何でもないと、御心配しないでくださいと言われてきましたが、小樽でなくても全国で入札をやってもおかしなことがいっぱい出ているわけではないですか。だから、全て入札をやったから正しいのだということではないのです。その辺がどうも、それこそ、また判決を例に出しますが、利益誘導という言葉を使ったということが原告の主張の中に入っていますけれども、それは全然、そんなことは疑義があるから聞いたので、全く問題ないという話なのです。だから、本当に利益誘導と言っていいのか、入札機会をつくるチャンスをつくってしまったというか、そういうことについて、来年からはそれでもいいかもしれないのだけれども、どうして誰からもそういう声が出なかったのかなと。その辺は、こういう時系列の中で出なかったと。

建設部からは、時系列の資料をいただきましたが、建設部から産業港湾部に説明するのが遅かったのではないのですか。遅かったと思いませんか。この再委託の制限はいつごろに決まったのですか。

○（建設）雪対策第1課長

建設部で、この再委託の制限につきましては、地域総合除雪業務の特記仕様書の作成段階で、最初は、8月25日に検討中の事項ということで建設常任委員会に報告しております。方針を固めたのは、この時系列でいきますと、9月19日に建設常任委員に今年度の再委託の制限の方針、8月25日に検討していますということを行ったことについて、こういう方針でいきますということ、9月19日に個別に説明してありましたので、再委託に関してはこの段階で検討、方針を固めたというところでございます。

また、これが産業港湾部に行くのが10月19日、ないしは資料を送付したのが10月23日でございますので、これがおくれたということにつきましては、建設部といたしましては、建設部でつくっている地域総合除雪業務の特記仕様書が、ほかの他部局で参考にされているという認識がなかったものですから、あえて他部局に送付するというようなことをしませんでした。

ただ、今回のこの件につきまして、他部局での建設部の地域総合除雪業務に使用する特記仕様書が参考にされているということでございますので、この点については、次年度以降、産業港湾部に限らず、除雪に係る全ての部局に、送付なり説明なりしていきたいと考えております。

○横田委員

その特記仕様書も書いてはあります。これが、23日に建設部から正式なものが産業港湾部に行ったというのは、これは横のつながりも悪いし、ミスとまでは言わないけれども、非常に、業務としては遅滞しています。そのことがあったのに押し切った格好ですよね、来年度からにしないで。

19日以降、産業港湾部は、これはわからなかったのですか、これは。わからなかったのですね、先ほどの話ですと。19日以前に再委託の話、産業港湾部にもやらなくてはならないようになるのかなというのは、わからなかったのですか。

○（産業港湾）事業課長

再委託に関する項目は一部追加になったということで、今年度から、これまでどおり再委託はできなくなったということは、このおっしゃるとおり10月19日以降でございます。

○横田委員

余りこればかりをやっているといけないけれども、どうしても少し変だなというのは払拭できません。ですから、これから続けますけれども、ぜひ職員の皆様方、市民、それから業者の気持ちになってあげてください。ある日いきなり、あなただめだよと言われるのですよ、1カ月前に、入れませんよと。機械を買っている人もいますわけですよ、どうするの、この損害賠償が来るかどうかはわからないけれども。もっともっとしっかりやってくれないと、市長としても、平成27年度の除雪の唐突な変更も含めて、同じ轍を、同じわだちを踏んでいるのですよ、ずっと。

これからもまた追及というか、いろいろ調べさせていただきますけれども、お願いいたします。

◎地域公共交通活性化協議会について

それでは次に、地域公共交通活性化協議会、これについてお尋ねいたします。

まず、協議会に福祉部が入らないと、きのうもお話がありましたけれども、第2回定例会でこうやって言っているのですね、市長が「また、中央バスからは、人口減少、少子高齢化などにより路線バスの利用者が減少し、市内バス路線の維持が厳しいものと聞いていることから、今後は法定協議会を設立し、将来にわたり持続可能な公共交通体系を再構築するための、協議を進める中で、ふれあいバスなどの課題についても議論をしてまいりたいと考えております」と、法定協議会の中で、ふれあいバスも協議しようと言っているのです。きのうの建設部長のお話では、ふれあいバスだけは少し横へ置いておいて、バス事業者と何かをつくって、これまでどおりやろうという話でした。これについて、整理してください。おかしいですよ、全然、市長の答弁ときのうのお話は違っていますので、整理してください。

○（建設）小南主幹

まず、法定協議会の目的ですけども……

（「そんなことは聞いてないです」と呼ぶ者あり）

いや、まず前段で説明させていただきたいと思います。

まず、計画の策定及び実施に関する必要な協議を行うことであります。また、実施についても、協議を行うものと考えておきまして、ふれあいバスにつきましては、この協議会の中では、バスの利用促進を図るために、いろいろな施策を盛り込むことを、委員の方から意見をいただきたいと考えておきまして、その中で、例えば高齢者のバスの利用促進などを図るためであれば、例えばふれあいバス事業について必要であるということであれば、その中でふれあいバスについては議論をしていくのかなと考えておきまして、特段具体的に、ふれあいバスの中身を、具体的にその協議会の中で議論するというわけではなくて、ふれあいバスで、例えば利用促進を図るだとか、そういう部分について議論をしていくということと考えております。

○横田委員

今、主幹が言われたことは、私はわかりますよ。

そうではなくて、きのう建設部長が言われたことと、前に第2回定例会で森井市長が言われたことが違うのではないですか、きちんと整理してくださいと、きちんと言ったではないですか。もう一回言ってください。

○（建設）小南主幹

全くふれあいバスについて触れないというわけではありません。あくまでも、ふれあいバスについても、その中で意見があれば、いろいろと議論していくような形で考えているところでございます。

○横田委員

今の繰り返しのお話ですけども、そういうことではなくて、市長の答弁と建設部長の答弁とが、全然違ってい

るわけです。そして、ふれあいパスのお話が出るという今の主幹のお話です。そうしたら福祉部を入れてもいいではないですか。逆に入れなければだめですよ、本当に。

(「どっちが正しいんですか」と呼ぶ者あり)

お聞かせください。

○建設部長

法定協議会の中では、確かに高齢者の利用促進というのが、一面に出てくると思っております。ただ、あくまでも、その法定協議会の中では、そういった課題について、協議会の中では意見が出るとは思いますけれども、あくまでも、ふれあいパスという高齢者政策は福祉部がやっている施策のものですから、個別の施策については法定協議会の中でやるものではなくて、あくまでも協議会の中で出されたものにつきましては、庁内で、担当の課長会議を設置しておりますので、そういったところで整理させていただき、そして具体的な制度設計については福祉部がやっただけ形になりますので、協議会の中では、確かにそういったことがテーマとして出されまして、そういった意見の議論というのは出てくると思います。ただ、あくまでも制度設計につきましては、それは福祉部で行うという形で考えております。

(発言する者あり)

○横田委員

それでは市長が第2回定例会でお話したときに、そう言えばよかったのではないですか。ふれあいパスの課題についても、その協議会の中で進めていき、議論してまいりたいと言っているのですよ。

(発言する者あり)

それを、きのう建設部長は、今もおっしゃっていますけれども、施策は福祉部だから、当然、その所管である、そんなのは当たり前です。ただ、法定協議会の中で議論をすると言っているのに、福祉部が入らない理由、いろいろ述べていますけれども、市長は入ると言っている、入れて議論すると言っているのですよね。この辺の話が食い違っているわけですから、建設部長では繰り返しになるとは思いますので、市長、少しその辺のお話をしてください。

(発言する者あり)

○委員長

傍聴者はお静かにお願いいたします。

○建設部長

申しわけございません。繰り返しになると思うのですけれども、確かに第2回定例会の本会議の市長の答弁の中では、ふれあいパスなど、課題について議論していくという形で答弁させていただいております。我々としても、法定協議会の中で、もうこういった人口減少の中で、利用者がやはり減っております。そういった中で、利用者の掘り起こしというのも一つのテーマになると考えております。そういった中で今、市が行っている施策の中で、ふれあいパスも一つであるとは考えております。そういった中で、新たに今の施策自体をもっと利用を図ったほうがいいのではないかという議論がもしかしら出てくるかもしれません。ただ、そういったものに対して、先ほどの繰り返しになりますけれども、その制度設計自体は協議会でやるものではないと考えております。

(「そんなの当たり前だって」と呼ぶ者あり)

ですから、今回、高齢者団体も入っておりますので、そういったものが出た場合には、協議会の中では委員以外の者は、会長が指名した者が出席をしていただいて、いろいろ説明していただく形にもなっておりますので、あくまでも制度設計については協議会ではないという形の中で、今回こういうふう考えたものであります。

○横田委員

本会議の私の臨港地区の除雪の再質問、再々質問に対する建設部長の答弁を拝見しましたけれども、何を言っているのかわからなかったです。今もそのとおりです。制度設計を福祉部が行うのは当たり前ですよ、その担当です

から。ただ、法定協議会の中で委員の皆さん方から、ふれあいパスのことについて、いろいろな御意見が出たときに、会長は建設部長でしょうから、会長が、そうしたら呼んであれするというのですか、1回1回。それなら何も、入れておけばいいではないですか、福祉部長を。入っていて何の問題があるのですか、そこで制度設計をしたらかなどと言っているのではないのですよ。法定協議会だから協議するところなのだから、そこにふれあいパスの話が出てきたときには、福祉部長がいろいろとお話をするというのは何でもないとはいえませんが。

これ以上言ってもどうにもならないからいいです。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので少々お待ちください。

(説明員入退室)

公明党に移します。

○齊藤委員

◎小樽港港湾計画の改訂作業の中断について

小樽港港湾計画の改訂作業の中断について伺います。

今回、改訂作業を中断した具体的な理由について、第3回定例会の千葉議員への答弁では、「現状の取扱貨物量から大幅な増加が見込めない中、その状況を港湾計画の施設計画の位置づけに反映させると、現計画に位置づけされているフェリーふ頭の埠頭用地などの現状すぐに着手させることは困難でも、小樽港にとって将来的に重要な計画を削除しなければならなくなるのが想定されることから、一旦立ちどまり、小樽港振興を目指した将来像と目標を描くことが必要であると判断した」と述べられています。

まず、具体的な理由として挙げられている、削除しなければならなくなる重要な計画として挙げられている、このフェリーふ頭の埠頭用地と市長が表現されているのは、どういう計画なのか、説明を求めます。

○(産業港湾)事業課長

貨物量の減少によりまして、削除しなくてはならなくなる計画ということで、フェリーふ頭のことを挙げさせていただきました。このフェリーふ頭は勝納ふ頭でございますが、フェリーふ頭のフェリー岸壁の背後地におきましては、平成9年の港湾計画改訂時において、当時のフェリー貨物の実績からかなりふえるということで計画したところでございますけれども、この貨物量が増加することに伴いまして、やはり貨物用のトラックですとか、こういったものがふえていく、上載する車両などが必要で、埠頭用地が必要ということで、こういった荷役用の貨物用のトラックの計画、この後、埠頭用地を拡張するといったものが、このフェリーふ頭のフェリー岸壁の背後地の埠頭用地の位置づけということになっています。

○齊藤委員

はっきり言って、現実には今結構余っているという、そういう状況かもしれませんが。

次に、11月30日に行われた平成29年度第1回小樽市地方港湾審議会で報告された、小樽港港湾計画の中断の理由についての部分を読み上げていただきたいと思います。

○(産業港湾)事業課長

11月30日に、地港審で報告資料として提出いたしました資料の主な理由でございますけれども、読み上げさせていただきます。

「これまでの2年間行ってきた港湾計画改訂に向けた作業の中で、取扱貨物量等を含めた現状と課題を検討した結果、現段階においては現状の貨物量から大幅な増加が見込めないため、その状況を計画改訂に反映させると縮小方向に繋がる恐れがあり、重要な物流においてさらなる検討が必要であると考え、現時点での計画改訂に向けた作

業は行わないこととした」と記述しております。

○齊藤委員

これも、先ほどの千葉議員への答弁とほぼ内容は同じなのですが、ここでは、縮小方向につながるおそれというフレーズがあるのですが、この内容を説明してください。

○（産業港湾）事業課長

縮小方向につながるというような意味でございますが、まず、港湾計画改訂の中で取扱貨物量の計画値を下げた場合、先ほど申し上げたフェリーふ頭の埠頭用地、こういったものの平成9年に立てた既定計画、これが削除される可能性があるということで、そういった意味でございますけれども、また新たに計画を練り込むことは、なかなか困難であるといったことが懸念されるという意味でございます。

○齊藤委員

この先ほど読み上げていただいた部分は、実質的に改訂作業を中断するということを説明しているのですが、現時点での計画改訂に向けた作業は行わないこととしたと、意味はそうなのですが、あと見出しも、今後の長期構想や港湾計画の改訂のための基本理念を作成というような見出しがついて、ほかのところは、港湾計画改訂の表明だとかという端的な題名が、見出しがついているのですけれども、この部分だけ、いわゆる港湾計画中断というような見出しをつけていないのです。中断の説明をしているにもかかわらず、中断という言葉を出さないように出さないようにという、微妙に避けているように読み取れるのですが、そういう意図はないのですよね。

○（産業港湾）事業課長

先日11月30日に開催されました地方港湾審議会における資料におきましては、確かに一時中断についての記載方法につきまして、委員のおっしゃられるような形にとられる点はあるかと思っておりますけれども、いずれにしましてもこの会議におきましては、中断の理由から基本理念作成ということで、こういった内容について、どういった経緯だったのかということの説明をしておりますので、そういった意味合いはないということです。

○齊藤委員

取扱貨物量、ここからが本題なのですが、取扱貨物量に絡んで、千葉議員への答弁ではその状況を港湾計画の施設計画の位置づけに反映させると、というような表現、それから、地港審では、その状況を計画改訂に反映させるとという表現になっているのですが、この反映させる、反映させると言っている、反映させるということの具体的な内容は、どういうことなのでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

港湾計画におきましては、小樽港の一般的に10年から15年先を見越したそういった、いわば施設計画ということでやっておりますが、その意味合いにおきましては、同じような認識であるということで考えておりますけれども、反映させるといいますと、やはり港湾計画の貨物が減少することによって、計画値が下がることによって、施設計画で削除しなければならないものがあると、そういう懸念があるといった意味でございます。

○齊藤委員

今回、きのう一般質問で私が聞いたことに対する答弁で、取扱貨物量を、ただ現状程度の計画値にするのではなくという表現がありました。それから、改訂に当たっては、これまで現状程度に下げる方向で検討してきたとも答弁されています。要するに、反映させるとという言葉の意味は取扱貨物量に対して言えば、現状程度の計画値にするという、逆に言えば計画値を現状程度に設定するという、そういう理解でいいのか。それから、具体的に現状程度とは1,100万トン程度という、生で、数字で言ってしまうと、そういうことでいいのでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

取扱貨物量の話であります。やはり小樽港の取扱貨物量といいますのは、平成8年に約2,570万トンということを取り扱った実績がございまして、今回の港湾計画改訂におきましては、取扱貨物量の計画値を設定しなければな

りませんが、今、現状程度、いわゆる先ほど申しました現状では1,100万トンぐらいの貨物量でございますけれども、この現状程度の計画値にするのではなくて、やはり平成8年の取扱量のところまで、それに近づけるかというのはわかりませんが、将来を見据えた目標にすべきということで考えてございます。こういったこともございまして、今、小樽港を取り巻く現状、そしてまた今後の可能性を踏まえて、今後どのような計画値を設定すべきかということで、いま一度検討したいということで考えてございます。

○齊藤委員

明確に答えてください。私が聞いたのは、現状程度の計画値にするという意味は、1,100万トン程度という具体的な数字で言えば、現状程度というのは1,100万トン程度ということですかという、端的に聞いたのですが。

○（産業港湾）事業課長

今の段階では取扱貨物量につきましては、現状1,100万トンということになっておりますけれども、基本的にはこれをベースとして、また新たに新規貨物がないのか、こういったものを踏まえまして、その1,100万トンに足すような形で、目標値を設定したいと考えております。

○齊藤委員

ということは、今回の中断という判断は、取扱貨物量の計画値を1,100万トンにするのではなく、それより、もう少し上乗せした、そういう設定にするのだと。ただし、その3,850万トンとかとそういう話ではなくて、1,100万トンにもう少し上乗せするということを意味しているわけですか。

○（産業港湾）事業課長

現状の取扱貨物量、現状の先ほど申し上げた1,100万トンというものの現状から、少しでも、先ほど申しました平成8年のピークの2,570万トン、どれだけ近づけるかわかりませんが、これが現状においては、そこまでというのは、なかなか困難であることが確かでございます。ただ、いずれにしても目標としては、それに近づけたいというような気持ちはございますので、今後、地元の港湾団体の方から意見を聴取した中で、どのぐらいに設定すべきかということは考えていきたいと考えています。

○齊藤委員

そこで、第2の疑問なのですけれども、もう少し上に設定するにしても、3,850万トンよりは下げるわけですよね。となれば、縮小は縮小なのです。いわゆる縮小方向につながることを恐れて、重要な計画が削除されるといろいろさんざん言って中断している割には、中断しても結局下げることになるのではないですか。下げるのであれば、いろいろな計画が削除される可能性もあるし、そもそも中断すること自体が意味ないということになりませんか。

○（産業港湾）事業課長

今の我々いたしましたしましては、港湾計画貨物量の目標値をただ下げるということではなくて、やはり今、小樽港の取り巻く現状を踏まえまして、貨物量の増に向けた検討、そしてまた、物流だけではなくて、やはり観光、防災とか、総体、こういったものとあわせて、老朽化対策ということもございまして、そういったことも総合的に考慮いたしまして、今後どういう方向で小樽港を進めていくか、将来像をどうするのかということ、一時中断して基本理念を作成して進めていきたいと考えております。

○齊藤委員

だからおかしいのですよ、一時中断する意味ないではないですか。理由づけがおかしいのです。

きちんと言えば、いわゆる若干計画の縮小があっても、実情を考慮した目標を設定するのだと。そして、物流、観光、安全・安心、その3本柱、そういう理念をきちんと立てて改訂作業をしますと言えばいいだけの話で、わざわざ中断するだ何だと言うから話がおかしくなるのです。全然問題ないのではないですか、結局、3,850万トンは、それは現実に合わないのだから下げざるを得ないのですよ。一般質問でも聞きましたけれども、下げている例だっていっぱいあるのだし、現実に合わせて目標を設定するということは、何もおかしいことではないのですよ、そう

思いませんか。

○（産業港湾）事業課長

我々もこのまま下げるといたしましても、小樽港の振興策、そして将来像、そして目標を明確に描くために、やはり経済界の御意見を伺いながら、今後、小樽港をどうしていくのか、物流一本でいくのか、それとも観光そして防災といったことを盛り組みながら進めていくのかということ、やはり経済界等の御意見をいただきまして、できるだけ早く、小樽港では発展に向けた港湾計画の改訂のための基本理念をつくりたいと考えています。この基本理念の作成後、すぐ長期構想策定を再開いたしまして、港湾計画改訂の作業を、再開に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○齊藤委員

いや、だから、どんどんそういうふうにやってくればいいのです。中断という意味ないのです、中断というのはやめてくださいよ、本当に。

○松田委員

それでは、私は今回代表質問させていただきましたが、その御答弁いただいた中で、もう少し詳しいことを伺いたいことがありますので、それぞれ質問させていただきます。

◎市長の責任のとり方について

最初に、市長の責任のとり方に関してですが、市長の反省すべき点や改善すべき点をお聞きしましたが、その反省すべき点について、5点ほど述べていました。そのうちの三つの全てに、自身の発言が誤解や混乱を与えたというふうにして反省すべき点ということを述べていました。そしてその改善すべき点として、議会に対し緊張感を持って、丁寧な説明に心がけるといふふうに改善点で言っていました。昨日までの本会議の答弁を聞いていても、とても丁寧な説明をしているとは思えません、改善しているとは思えません。

また、先ほどの質問の中にもあったように、ここでも改善すべき点として、除雪共同企業体の云々ということ、唐突な印象とならないようにというふうなことを言っているのですが、これだと先ほどのことについても唐突であるというふうに、このことについて市長の言葉で言っていますので、市長にこの点についてどう思うのか、本当に改善していると思えるのかどうか、その点について最初に伺います。

○市長

私の反省点ということでのお話であったかと思えます。

私自身も当初、この市長という職に就任させていただいたときに、私自身も議員を経験していたので、この空気感であったりとか、この質疑、質問においては、やりとりというものは自分なりに経験してきたというふうに思っていたつもりではございました。しかしながら、やはり質問者側と答弁者側における大きな違いを感じ、皆様から質問される、質疑に当たっての適切な答弁というものにおいて、まだまだ当初始めたころは未熟な部分もあって、皆様にそのような混乱を与えてしまったというふうに思っております。この間2年半、まだ皆様からはそのようなところで、まだまだ改善を図れていないというふうに思われているかとは思いますが、私なりに、できる限り皆様からいただいている質問を、内容をしっかりと自分の中に、その理解であったりとか、そのようなことをしっかりと意識して、それに的確に答弁できるように、私なりに丁寧な説明に心がけているところでございます。

今後におきましても、聞かれたことと私の答弁にずれがあった場合においては、その時々において、指摘いただきたいというふうに思っておりますし、その都度私もより改善を図れるように努力をしていきたいと思っております。

もう1点の、唐突な印象にならないようにということで、先ほど横田委員からの質問で急過ぎるのではないかというお話がありました。先ほど横田委員の質問に対しても、私も答弁しましたが、やはりそのことにおいては、反

省すべき点だというふうに思っておりますので、今回、以前にそういうことがあったにもかかわらず、また繰り返したということだと思いますので、今後そのようなことがないように、私はもちろんですけども、担当とも話し合いをしながら、しっかりと事前に説明をし、また、関係者の方々にも説明をし、進められるように努力をしていきたい、このように感じているところでございます。

○松田委員

ということは、今、市長の答弁の中で、やはり市長自身も唐突だというふうに思っているということで、よろしいのですか。

○市長

これにつきましては、先ほど横田委員の質問の中でお答えさせていただいたように、ぎりぎりの状況だったというふうに、時間が大変、説明時間も含めて短かったということで、それは反省すべき点ということで御答弁を差し上げたところでございます。

○松田委員

では、これについてはしっかり改善していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎副市長の空席の間の職務について

次に、副市長の空席の間の職務について、御答弁では各所管部長がその職務を担うということでしたが、市の補助機関であればそれでよいとしても、市の枠を超えた対外的な機関については、それで本当にいいのかと思います。そこでまず、そういったことで市の枠を超えた、副市長が担当した機関についてどのようなものがあったのか、その点についてお聞かせください。

○（総務）職員課長

まず、対外的なということであれば、石狩湾新港サービス株式会社、これは役職としては取締役でございます。また、小樽・余市間国道新設改修期成会、これは理事という役職でございます。その他、小樽雪あかりの路実行委員会、これは副実行委員長。おたる潮まつり実行委員会、これはオブザーバーという立場です。その他、北しりべし廃棄物処理広域連合は業務管理者。また、日本赤十字北海道支部小樽地区の副地区長という形になっております。今申し上げたものにつきましては、先日、本会議でも市長からの御答弁があった、理事長や委員長という、そういう、いわゆるトップの役職については、所管部長がその職務を担っているという形でございますが、今、御紹介したのにつきましては、いずれもその団体でトップということではないので、基本的には空席という形になってございます。

○松田委員

それでは、とにかく今後、しっかり次の副市長の人選については検討していただきたいと思っております。

◎減給条例案について

次に、減給条例案ですが、答弁では、他団体における参考事例はなかったということでした。それは当然だと思います。条例違反をするような事例がたくさんあったら困るわけです。ですから、事例がなかったということは、当然だと思います。今回は恵庭市や本別町、札幌市を量定の参考にしたということですが、これはどの事例についても、直接、首長がかかわった事例ではなく、管理監督責任を問われたものですが、今回の小樽の場合は、何度も議会で取り上げられ議論し、小樽市コンプライアンス委員会が条例違反と言ったものですから、責任の度合いは全く違うと思います。なぜ、今回この3市町の事例を参考にしたのか、もう一度お聞かせ願いたいと思っております。

○（総務）職員課長

前回の第3回定例会で提案いたしました10%の1カ月の減給というものが議会議論の中で、軽過ぎるという形を踏まえた上で、当然、その量定というものを、可決いただけるような量定を想定しながら、この間は本市の代表的な事例で10%1カ月としたのですけれども、やはり、他の地方公共団体の減給割合について、同じ事案というもの

が見当たらなかったのですが、把握することができなかつたのですけれども、そういった中で量定のふやし方というの、例えば割合は10%のまま月数を延ばすですとか、一月の中で量定を上げるといった手法があると思いますが、そういった中で量定、他の地方公共団体の量定を見た中で高い設定ということで恵庭市、本別町。また札幌市については、職員の不祥事多発という、重なったものに対して、市長の30%を1カ月という部分ですと、本件につきましては、管理監督責任だけではなく分区条例においては、市長自身の責任という部分も加味して、50%1カ月にしたところでございます。

○委員長

松田委員に申し上げますが、特別職の報酬にかかわる部分については、今答弁ありましたけれども、一応総務常任委員会に付託されておりますので、その点を配慮して御質問をお願いいたします。

○松田委員

わかりました、済みません。これは総務常任委員会に付託されたということですので、これ以上は私は質問をしません。

◎組織改革について

次に、組織改革についてお聞きいたします。

企画政策室のあり方について質問しました。それにつきましては、定例的、継続的に取り組んでいる業務内容は大きなもので七つ、そして新たに三つが加わり、課題として、他の部局と連携、調整しながら取り組まなければならない喫緊の事案が多くて、将来のまちづくりを見据えた政策、企画、立案については、十分な体制になっていないということでしたが、オーバーワークにならないよう業務分担に配慮していただきたいと思います。

ともあれ、公共交通を含めたまちづくりを企画政策部門で行うのは課題が多いので今回の組織改革は見送ったというのですが、いずれは統一するつもりはあるのかどうか、この点についてお聞きいたします。

○（総務）組織改革担当次長

将来的に企画政策室で公共交通を含めたまちづくりを所管するのかどうかという御質問でした。

今回の組織改革に当たっては、何回も説明しているように各部からのボトムアップで76項目上がってきたと。その中に、企画政策室の部の昇格というのも4項目ほど上がってきております。そんな中で、今、所管している建設部と総務部で、何回か議論した中で、両部で一致した意見というのは、将来的にまちづくりと公共交通を総務部マターで持つべきだと、理想論としての持つべきだという意見は一致しております。

そんな中で今回、平成30年の組織改革でそれが実現できるかどうかといったときに、松田議員の代表質問でも答えているように、人員の問題ですとか執務室の問題など大きな課題が多いので、この短期間でそれを解決するのは難しいだろうという結論に至りまして、本年7月26日の第8回検討委員会において、部の編成を協議しました。そのときに、港湾部ですとか、こども未来部とか、そういうふうにならざるというところで意見が一致した中で、企画政策部については、将来に見送らざるを得ないだろうという結論に達したところでございます。

その中で、最終的には先ほど言ったように76項目のこの結論というのを、第1回定例会において、29年度実施、30年度実施、将来の課題も含めて三つの項目に区分して最終報告させていただきますので、企画政策室については、今の段階では見送らせていただくという次第でございます。

○松田委員

以前、市職員の時間外勤務状況をお聞きしたときに、時間外勤務が激増した部署にまちづくり推進課が入っていましたが、現在の時間外勤務はどのようになっているのか、この点についてお聞かせください。

○（建設）まちづくり推進課長

今年度から建設部に地域公共交通等を担当するまちづくり担当主幹が配置されております。まちづくり推進課の職員につきましては、この主幹業務の一部をサポートするという形をとっておりますけれども、この主幹が配置さ

れたことによりまして、時間外勤務の時間数は昨年の同期、上半期分で比較いたしますと、昨年度より下回っている状況でございます。

○松田委員

あと、建設部では、今回、新幹線・高速道路推進室を受け入れるということですが、まちづくり推進課への影響はどうか、その点についてお聞かせください。

○（建設）まちづくり推進課長

組織改革によります新しい部署に現在の担当、主幹担当業務でございます地域公共交通関係業務が移管されるということになります。まちづくり推進課としての業務量としては増加することはございませんので、問題ないものと考えてございます。

○松田委員

◎財政問題について

次に、財政問題についてお聞きいたします。

財政が厳しいため、新年度予算編成までに、4億円程度の収支改善を講じるとしていることから、その改善策をお聞きしたところ、不用額による対応を主なものとして考えているという御答弁でした。それで、先般行った他党派の方の質問に対し、まだ決算見込みは出せないというふうに答弁していたように記憶していますが、それなのに、現在、見込まれる歳入歳出の決算見込みを各部に照会し、不用額の把握に努めているというふうに答弁されていましたが、その点についてお伺いいたします。

○（財政）菊池主幹

不用額の把握ということの質問でございますが、不用額の額につきましては、現年度予算の中には、例えば扶助費などの義務的経費もあります。これらにおいて社会情勢なども鑑み、予算においては、一定程度余裕を持って見積もっているものもあるため、現在、予算執行が進む中で残額が見込まれるものもあり、各部において精査を行っているというところであります。また、歳入におきましても、市税の収入状況を初めとして、今後、地方消費税交付金などの譲与税や交付金なども徐々に固まってきますので、これらを次回の定例会において補正できるものは補正し、平成29年度における財政調整基金の取り崩しを最小限にとどめたいと、このように考えております。

○松田委員

何か不用額というふうに言っていると、何か無理やり不用額をつくって、その4億円の収支改善を講じるというふうに、少し私も疑問に思ったものですから、質問させていただきました。

◎結核集団感染について

次に、結核集団感染についてお聞きいたします。

対象者の半数が未受診や結果待ちということから、今後の受診により患者数がふえることはあり得るのではないかとこの質問に対し、患者がふえることはあり得ると答弁しています。2回目の報告以降、患者はふえているのでしょうか。ふえているとしたら、当初の健診対象者130人の中からののか、新たに健診対象者に加わった194人の中からののか、その点についてお聞かせ願います。

○（保健所）宇田川主幹

現在の患者数につきましては集計中でありますので、厚生常任委員会で御報告させていただきます。

○松田委員

集計中ということであれば、わからないというのであれば、ではしっかりまた後でお示しいただきたいと思いません。

あと、感染者は2年間の観察が必要なことから、小樽市結核集団感染対策委員会の開催の都度、健診結果を評価し検討していくという御答弁でしたが、その感染対策委員会の開催頻度はどのようになっているのか、その点につ

いてお聞かせ願いたいと思います。

○（保健所）宇田川主幹

感染対策委員会の開催の頻度につきましては、本年 6 月 30 日に設置してから 11 月までの間に、計 6 回開催しております。なお、第 7 回として今月末にも開催する予定となっております。

○松田委員

それで、今回の集団感染により入院治療費や通院治療費の公費負担が発生し、そのため 1,000 万円の補正額が発生いたしました。もし、新たな患者が発生した場合、補正額が足りなくなるようなことはあるのかどうか、もし新たな患者が発生して、治療費が不足した場合、再度補正を組むということはあるのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

今回の補正につきましては、予算の不足の生じないように積算しておりますので、現時点では不足が生じることはないと考えております。

○松田委員

それで、一応、入院治療が 17 件と御答弁ありましたが、入院患者 17 人については、まだ入院中なのか、もう退院して今度は通院治療に変わっているのかどうか、その方々の現状について、その後の経過についてお聞きいたします。

○（保健所）保健総務課長

代表質問でも御答弁させていただきました入院治療の 17 件ですとか、通院治療 133 件という数字につきましては、今後の、新たに発生する見込みも含めての補正となった数字になっているものです。

こちらで把握している入院治療中ですとか、そういった患者の数につきましては、先ほどの保健担当主幹からもあったのですけれども、直近の部分については集計中なのですが、先日の 11 月 28 日の報道発表の数字の内訳でいきますと、入院治療中の方が 1 名、通院治療中の方 22 名、また、治療終了となられた方は 15 人となっております。

また、17 件の説明なのですが、17 件というのは、延べ件数、医療費の請求というのが月ごとに来るものですから、例えばお一人の方が 3 カ月治療された場合に 3 件というような、そういう計算の仕方であると先日答弁させていただいております。今回の補正の、例えば入院治療の部分につきましては、お一人の方が 3 カ月入院するというような期間で積算したものですから、実情をベースに換算すると、6 名の見込みで計上させていただいております。また通院治療につきましては、6 カ月というような治療期間ですので、実情をベースに申しますと 44 人という見込みで計上させていただいたというような内容になっているものでございます。

○松田委員

それでは 17 人といっても、現実には人数は 1 カ月単位で計算しているということなので、現状は 17 人はいないということですね。

ただ、どうしても結核というのは、ある程度の年齢の方については、やはりすごく恐ろしい病気だと、そういう印象があるものですから、いたずらに市民の方に不安を抱かせるつもりはなかったのですけれども、やはり幾ら薬がよくなったとしても、皆さんの中に不安があるということで、あえて質問させていただきました。この小樽は結核患者が全道、全国に比べて多い、また高齢者についても多いということをお聞きしましたので、その点についても、今後しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますし、今回は想定外の大きな結核の集団感染だとお聞きしましたので、今後は 2 年間しっかり見守り続けていただきたいなと思っております。

◎人口減少対策について

次に、人口減少対策についてお聞きいたします。

小樽商科大学との共同研究によるアンケート調査をされるとお聞きしましたが、その中で、アンケート調査は、市

内は3,000人とお聞きしました。その3,000人というその根拠と、その対象者はどのようにして決めるのか、その点についてお聞かせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

ただいまの商大との共同研究について、市民アンケートの3,000の根拠でございますけれども、こちらは昨年実施いたしました次期総合計画、この策定の部分の市民アンケート、こちらが3,000件の送付ということでございましたので、そちらを参考にさせていただいたものでございます。また、対象者につきましては、中学生以上の小樽市民の方から無作為抽出で行いたいと考えております。

○松田委員

あとは、市内は3,000人ということであったのですが、このアンケートは札幌都市圏についても行うということなのですが、その人数についてはお示しがなかったように思いますので、どのぐらいの人数を予定しているのか、その点についてお聞かせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

札幌都市圏のアンケートの件数でございますが、こちらにつきましては、統計的な信頼度というものを確保する必要があると考えているところなのですけれども、こちらはそのアンケートの分析方法によっても異なってくる部分もございます。現在、小樽商科大学で必要な数については、検討している状況でございます、申しわけございませんけれども、今この場で、どこで何件というようにお示しすることはできません。

○松田委員

人数はまだこれからということだそうですが、それで、御答弁では、札幌都市圏はインターネットでの調査会社を活用というふうに御答弁いただきました。具体的にどのような方法なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室木島主幹

インターネットの調査でございますけれども、こちらはインターネット上のユーザーを対象にして調査分析を行うものでございます。例えば、あらかじめ調査会社にモニターとして登録されている方々に対しまして、メールなどを通じてアンケートの依頼をさせていただいて、インターネット上で回答をいただくという仕組みになってございます。調査の依頼を行う際に、対象者の方の居住地や年代ですとか、そういった部分の条件を指定してアンケート回答をお願いすることができますので、例えば、札幌にお住まいの方を対象としたアンケートをとろうとするときは、札幌のお住まいだということモニター登録をさせていただいた方に、回答で依頼を差し上げることとなります。回答の終了なのですけれども、最終的にこちらで設定した必要な数、こちらが集まり次第、そのアンケートは募集を終了するという格好になろうかと思っております。

○松田委員

では、今、インターネットということなのですが、インターネットとなると、やはり年代だとか、インターネットを利用している方というのは少ないと思うのです。それでそのインターネットを活用するとすると、サンプルに偏りが出るとはならないかというふうに、私自身思ってしまうのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

確かに御高齢の方でインターネットを余り使われてないという方ですとか、そういったところの偏りというのは、一定程度考えられるところではあるとは思いますが、今回、札幌都市圏ということで、対象が都市部であるという点、それと今回の調査において、子育て世代というところが一つ大きなポイントになるのかなというのもございますので、そういった世代についてはIT環境ですとか、そういったところが結構使われるところがあるのかなど。そういった点で考えますと、インターネット調査というのは、一定の効果があるのかなということ考えてございます。

当然、インターネットの調査会社の中でも、いろいろと回答される方々の属性と言ったら変なのですけれども、

情報を積極的に開示しているところもございますので、そういったところを選びながら、サンプル事例等の偏りですとか、そういうところも勘案しながら、調査会社については選定をして実施してまいりたいと考えております。

○松田委員

偏りが出ないようにしていただけるということで、その点についてはお願いします。

代表質問でも述べましたが、人口減少問題というのは一朝一夕で解消できるものではありませんが、この減少問題というのは財政的な問題だとか、いろいろ小樽にとって最重要課題でございますので、今後についても、人口減少問題にはしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

なお、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 25 分

再開 午後 2 時 48 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○高野委員

◎市役所構内駐車場について

まず、私は市役所の駐車場について伺いたいと思います。

車で来庁された市民から駐車をする場所がないと、苦情が日本共産党にも寄せられているところです。敷地内には大きな雪山があり、ただでさえ狭隘な駐車場がさらにとめられなくなっています。市長はこうした市民からの苦情をどのように捉えていますか、お答えください。

○（総務）総務課長

本庁舎の駐車場に係る市民からの苦情をどう捉えているかという御質問でございますけれども、共産党にもお話があるとおり、私どもにも同じような苦情があるわけなのですけれども、市民の皆様大変に御不便をおかけして、申しわけなく思っているところでございます。

○高野委員

総務部にもそういう話があると、申しわけなく思っているという話がありましたが、いつ排雪するかです。やはり早急に対応すべきだと思いますが、その点はいかがでしょう。

○（総務）総務課長

高野委員がおっしゃるのは、現在の雪山のことかと思っておりますけれども、実は御質問の前に、私どももこの雪山が何とかならないかということで、業者には、この排雪をしてほしいということでお話をしております。ただ、トラックの手配が難しいということでお話があったのですけれども、きょうさらに御質問もありましたのでプッシュさせていただきました。何とかこの週末でやってもらえることになったところでございます。

○高野委員

それでは、1回の排雪にどれだけのお金がかかるのですか、お答えください。

○（総務）総務課長

実際に雪の多いときは60万円、少ないときには40万円ぐらいということで、大体平均すると、1回の排雪で50万

円という金額がかかるということで聞いてございます。

○高野委員

かつては、除雪後の雪山ができていても、休日には排雪していたのかなというふうに私も思っています。最近の 5 年間の市役所駐車場の除排雪に係る支出はどのようになっていますか。排雪の回数、累計降雪量などをあわせてお答えください。

○（総務）総務課長

過去 5 年間で申しますと、平成 22 年度は決算額で 246 万 5,610 円、排雪は 3 回やっております。この年は結構雪が降りまして、累計の降雪量で 665 センチメートルと聞いてございます。25 年度ですけれども、決算額 229 万 5,405 円、このときにも排雪は 3 回やっております、降雪量は 654 センチメートルと聞いております。それから 26 年度ですけれども、決算額の 195 万 5,394 円、排雪は 2 回です。この年は 585 センチメートルということだそうです。27 年度ですけれども、決算額 110 万 736 円、排雪は 1 回です。これは 495 センチメートルの降雪量だと聞いております。昨年度 28 年度ですけれども、134 万 7,108 円、排雪は 3 回です。降雪量は 501 センチメートルと聞いております。

○高野委員

日赤保育所の裏の駐車場が雪で潰れたため、それまで一般駐車スペースだったところが公用車専用になっています。かつて酒井隆裕議員が公用車車両に近隣の駐車場を借りたりすることも検討するべきではないかと質問していますが、その後はどのような進捗だったのか、お答え願います。

○（総務）総務課長

以前、酒井隆裕議員から御質問がございました、近隣の土地ということでございましたけれども、隣接する空き地ということで、私、何とか所有者の方を探して御連絡を差し上げてみたところ、なかなか色よいお返事はいただけなかったということでございまして、その後、この近隣ということで考えたのですけれども、なかなかいいところがなく、手詰まり状態ということでございます。

○高野委員

今後も排雪がすぐにできないのであれば、やはり緊急的に、これは難しいかもしれませんが、花園グラウンドを公用車等の駐車場スペースにするとか、あらゆる対応が考えられるとやはり思うのですね。実際やはり総務部にもとめられないのだという声も入っているわけですし、実際に市民の方が困っているということもありますので、やはりいろいろなことが、駐車場の土地が確保できなくても、もう少し何か改善はできないのかなと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○（総務）総務課長

今アイデアを出していただきましたが、例えば花園グラウンドに臨時の駐車場ということですが、公用車となりますと、やはり管理上の問題がありまして、例えば近隣のところに駐車するにしても、やはり屋根つきの車庫が、鍵つきの車庫が必要ということになります。そうしますと、当然のことながら、それなりのインシャルコストもかかるわけでございますし、また、花園グラウンドにそういった建物を建てるというわけにもございません。

実際に離れたところということではありますが、そこに今度行くのにも公用車を使わなくてはならないというような、少し現実的ではないというお話になりますので、非常に心苦しいのですけれども、あらゆる対応ということでございましたが、私どももいろいろ考えたあげくの、あげくといいますか、結果としてこういった状況になっているということでございます。

ですから、特に冬場が大変厳しいということでございますので、排雪を細かくしたいというふうに思っておりますけれども、ただ、1 回で、先ほど申しましたように 50 万円という金額がかかりますので、降雪の状況、それから気温、例えば大きい雪山も、どのタイミングでやったら、少し暖気が来て溶けるのかということも考えたりしながら、排雪のタイミングというのを考えておりますので、見定めておりますので、何とか、基本的には御迷惑をお

かけしてしまうこともあるかと思いますが、極力それは少ない形にしたいと思っております。

ただ、あと、周辺で大きな行事とかがあるときもごさいます。また庁内の大きな会議もごさいます。貸出ダンプの抽せんなんかの前には排雪が入ったりもしておりますので、そういったタイミング、それから状況を見ながら、あとは支障のないようにうちの管理で、例えば車を誘導したりしていることもあります。そういったことも勘案しながら、なるべく支障のないようにしていきたいと思っております。

○高野委員

難しいという話もあったのですが、きょうも駐車場を見ますと、ワイパーが上がっている車が何台もありました。すぐに移動しない車の、すぐに排雪できないとなれば数台でも、例えば水道局とか教育委員会とかに、その車をとめたりとか、そういうこともできないのでしょうか。

○(総務)総務課長

先ほど申しましたように、やはりその管理上の問題があって、夜間そのまま野ざらしというわけにはいきませんので、例えば、朝に来て移すということになりますと、また帰ってくるのに公用車を使わなくてはならないですとか、それから、いつ使うかわからないというタイミングでございまして、なかなかそういった対応は難しいものと考えてございます。

○高野委員

総務課長は難しいというお話がありました。

それでは、市長に伺いたいと思います。実際に、駐車場が利用できなくて困っているという市民がいるわけですよ、以前よりも、確実に前は使えたところが少ないとなれば、当然、駐車スペースを新たに確保する、もしくは排雪して駐車スペースを確保するしか、やはり改善は見えてこないと思うのですが、市長はどう思いますか。

○市長

今、総務課長から現状であったり、また以前に御質問があった中で、その後における対応等も含めて、今お伝えをさせていただいたところでございます。

今、新たな土地をとというお話もありましたけれども、それについても、先ほど総務課長からも答弁されておりましたが、なかなかその候補地が見出せていない。また、市が所有している土地の中で、新たなところを見出すのは現実的に難しいのかなというふうに思っているところでございます。

先ほど総務課長からもお話がありましたけれども、特に冬になりますと、除雪による雪山がどうしてもあって、本来とめられるスペースが減ってしまうという現状もありますから、その点等において配慮をしながら、できるだけ不便をおかけしないようにまずやっていくことから、今私たちにとってできることなのかなというふうに思います。

○高野委員

市長からも難しいという話があったのですが、現時点では、なかなか空き地とかが難しいというような話もありましたけれども、ぜひ今後も働きかけたり、新しく、もしかしたらスペースが今後空くところもあるかもしれませんし、中には話をする中で提供してもいいよと、もし、そういう方もこれからは出るかもしれませんので、やはり住民が困っているところがありますので、ぜひ今後もなかなかやはり冬場は大変ですから、そういうことを今後ぜひ改善できるように検討していただきたいと思いますが、再度、御答弁をお願いします。

○(総務)総務課長

これまでも、いろいろな方法がないかということで考えておりますので、引き続き、いろいろな、どのようなことができるかということは考えてまいりたいと思っております。

○高野委員

◎介護保険について

次に、介護保険について質問したいと思います。

川畑議員の代表質問でも、第7期の第1号被保険者の保険料の見込みはどのぐらいになるのですかと聞いたら、月額6,024円という答弁がありました。川畑議員の質問の中でも何とか引き下げ、そういうことが検討できないのかという話をしましたら、取り崩しは慎重にしていきたいというような話だったかなというふうに思います。過去にも基金を使つての取り崩しということは行ってきたと思うのですけれども、まず、現在の基金はどのぐらいになるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

平成29年度末の見込みになりますが、約5億円というふうになっております。

○高野委員

それでは、以前、第4期のときに510円保険料が安くなって、幾らか取り崩しをしたと思うのですけれども、そのときはどのぐらいの基金があつて、その中でどのぐらい崩して、保険料が引き下げになったのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

第3期、平成20年度が最終年度になりますが、20年度末で介護給付費準備基金が約6億8,000万円ございました。そして、第4期の最終年度である23年度末に、基金が約4,000万円、結果として約6億4,000万円取り崩したような結果になっております。介護保険料といたしましては、第3期が基準月額で4,897円、第4期が4,387円となっておりますことから、510円安くなっております。

○高野委員

第1期から見ていきますと、やはり少しずつ年々高くなっているのですよね。今回出されたこの第6期は月額で保険料は5,800円のところで、第7期で示された、確定ではないのですけれども6,024円と、やはり高くなっているわけです。やはり保険料が上がれば、介護を利用する方にとっても本当に負担になると考えますので、前回は、第4期のときは6億円ぐらいも取り崩して、結果的に第5期のときには値上げをしなくてはいけないということになったと思うのですけれども、全ての基金を活用しなくても、やはり保険料が負担にならないように、ぜひ引き下げのことも、以前の質問の答弁でも、この基金の活用を考えたいというような話も出ましたので、ぜひそこを、引き下げもしっかり考えていただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

現在、計画値よりも実際の給付費が増大した際に、基金がどれぐらいあればいいのかを、過去の給付費の計画値と実績値から分析しているところであり、また、第8期に向けた影響なども含めて総合的に勘案して、基金については判断したいと考えております。

○高野委員

ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

○川畑委員

それでは、最初に、先ほど高野委員が除雪の関係で、50万円かかると、確かにかかるかもしれません。でも、市民がこの庁舎に来るたびに、車を置く場所がなかったら大変なのですよ、だからそういうのは余りけちらないで、やはり車をとめる場所を確保してやってくださいよ、そういうことをまずお願いしておきます。

それから、市長に自ら律することについてということで、本会議の代表質問の中で、減給条例についての問題で質問しました。この減給条例については、総務常任委員会へ付託されておりますので、私はここで述べることはできませんので、いたしません。

◎損害賠償義務の発生した場合の対応について

ただ、今度、損害賠償義務が発生した場合の対応について、現時点で観光船事業における建築物に係る是正措置の方法が決まっていないことから、現状は示すことができないと市長の答弁がありました。現状が示せないにしても、今後において新たに自ら律する可能性はあるのでしょうか。そのことを一言聞きたいと思います。

○（総務）職員課長

現時点ではどうなるかわかりませんので、確定的なことは申し上げられませんが、仮に損害賠償義務が発生した場合には、市長の責任について、改めて検討する可能性はあると考えております。

○川畑委員

そのことについては、よろしくお願ひしたいと思います。

◎新幹線トンネル発生土の受け入れ地の問題について

それで、私の質問は、本会議で質問いたしましたことに追加するような形で質問していきたいと思います。それで、発生土の受け入れ地の問題です。代表質問の作成時には確認されてないことがありました。その後、説明会をいろいろやっているということが明らかになったので、参加者からの質問もありますので、それらを含めて質問しておきたいと思います。

まず、本会議の代表質問で新光の説明会では石切山の発生土の搬入はどこのものかとの質問に対して、どこのトンネルの土も決まっていないと。量についても決まっていないというような回答がされております。それで、まず聞きたいのは、後志トンネル、朝里トンネル、札樽トンネルの発生土の受け入れ候補地は、どこかという質問に対して塩谷 4 丁目の塩谷丸山麓周辺、そして朝里川温泉地区の、朝里川温泉 2 丁目の採石場の 2 カ所を答えていただきました。それで朝里と塩谷の中で、説明会の中で質問に出ていることもありますので、それについて取り上げながら、答弁をお願いしたいと思います。

新光の説明会では、参加者から朝里トンネルが 4,300メートルもあると。土砂が膨大な量になるのだけれどもどうするのかという質問に対して、この鉄道・運輸機構で、ほかに二、三カ所で受け入れしてもらおうというような回答があったそうです。それで、具体的にどこの箇所か、その辺、市役所で把握されているのか、その場所もわかっていればお聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

新光のその説明会のときに、他で二、三カ所、私もその場にはいて、質疑の中身は聞いてはいたのですがけれども、具体的にその場でどこという話は機構からはございませんでした。ただ、新光に説明する前に塩谷でももちろん説明を行っておりますので、ここで言いたかったのは、塩谷と今説明に伺っている朝里、それ以外にも、まだ、私ども、市としても受け入れ候補地の公募を行っておりますし、機構としても、今探っている状況というところがございますので、その部分を含めて朝里、塩谷以外にも候補となる場所を引き続き探していくということでの意図だったかというふうに記憶してございます。

○川畑委員

二、三カ所で受け入れてもらうというのは機構で話しているのですが、恐らくどういうところか、当初 5カ所ぐらいを受け入れ候補地として挙げているということを書いていましたよね。ただ、その辺がわからないのであれば、それがわかった時点で、また示してもらえないと思いますけれども。

それで、発生土の受け入れ候補地の決定については、朝里川温泉のときに、来年度以降になるという話をされたそうです。そのときに、町会与書面で契約してもらえるのかと、そういう話をしたので、その辺はどういうふうに聞いていますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

朝里川温泉地区での、住民の方への説明会のときに出た御意見だったかと思いますが、機構では、その場

では、特段それに対して、具体的にこういうふうに進めますというような回答はされておりませんでした。機構としましては、今後受け入れ地として地域の方と情報交換なりを進めていく中で、御理解をいただきながら、段階を踏んで進めていきたいということをお話しておりましたので、今後も説明会を引き続き、繰り返していきますというようなこともおっしゃっていましたから、そういった部分で、地域とも了解というのでしょうか、図っていくのではないかと考えております。

○川畑委員

もう一つ、天狗山トンネルの分は、札幌市域になるのだらうと思うのです。それで、札幌市域でも受け入れ候補地を探しているのかという質問をしたら、その質問には、機構では見込みがないのだという答弁をしたというのですが、その辺はどうですか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

私も、録音していたわけではないのであれなのですが、聞いていた限りでは、札幌市も小樽市と同じようにホームページなり、広報を使っているかどうかかわからないですけれども、そういう形で公募を引き続き行っていると。ただ、まだまとまった部分で見つかっていない部分があるので、それについては引き続き、札幌市でも公募をかけて、土地の確保に努めるというような内容であったというふうに記憶してございます。

○川畑委員

まず、札幌の発掘土、土砂を小樽に持ってくるなど私は言いたいのですよ。だから、そういう機構の中であつたら、きちんとそれに対応してほしいということがこちらのお願いです。

それで、もう一つ言っているのが、地すべりの起きやすいと言われていて、この石切山というのですか、そこをなぜ、発生土の受け入れ地とするのだと、そういう質問も出ていたそうですけれども、それにはどういう対応をしているのですか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

説明会の質問の中では、機構に、地すべりのおそれがある区域に含まれるかもしれないけれども、そのことを知っているのかというような御質問で、機構が答えていた部分ですが、今後、今段階の説明会の機構のスタンスとしては、今後、詳細な調査に入っていきたいということで、お答えしておりました。ですから、そういった部分を踏まえて、そういう地すべりの危険性がある、全く処分の候補地として適さないということであれば、そういう判断も出てくるかもしれないですし、今時点では、その土地の調査に入るために、皆さんも今回の説明会で情報提供プラス御理解いただきたいということで機構では説明しておりましたので、その結果を踏まえてという部分はあのかないというふうに認識してございます。

○川畑委員

もう一つ、この石切山の近くというのはミズキだとかナラ木、そして百種類もの鳥が生息すると言われていたのです。自然環境の豊かなところなわけで、それに対して機構では、小樽市の協力を得て、環境アセスメントを1年かけて調査すると言っているのだそうです。市はそのようなことの連絡を受けているかどうか、環境アセスと一緒に協議するのだというようなことを言われているというようなものだけれども、そういう話があるかどうか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

説明会の中では、そういう自然の部分が、動物なり植物なりというのがあるので、どういうふうに対応していくのだという調査、今後していくのだという中で、機構では環境アセスを行って、そういう動植物の配慮について調査していくというような回答だったと思います。環境アセス自体に小樽市が協力をという部分は、調査自体に私どもが携わるといよりは、調査した後に縦覧なりという部分で、市が縦覧場所を提供したりですとか、周知したりとかというお手伝いの部分で、市が協力という意図で機構は説明していたというふうに受けとめてございます。

○川畑委員

それでその中で、1年かけてその環境問題を調査するということを言っているのだそうですよ。この1年かけて調査するとなれば、土砂搬入はその後になるのかなど。逆に今、実際には土砂を入れるという、それでもう入れそうな雰囲気なので、私から見ると何か見切り発車ではないかと思うのだけれども、その辺はどうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今回の説明会の趣旨といたしましては、当然、その受け入れ候補地の処分についての地域の方の御理解と申しますか、進めていくことに重きを置いての説明にはなっているのですけれども、そのタイミングについて、機構も、アセスの調査もございますし、それから、アセス以外の地質の調査ですとかという部分もありますので、決して地域への説明、それから現地の調査、それで最終的に工事、処分地として使う、使わない、そういう工事の進捗という部分、きちんと段階を踏んで進んでいるというふうにも私どもも認識しておりますので、決して工事を何とか前倒しと申しますか、逆に工事だけのタイミングを前提に進めているというふうには受けとめてはございません。

○川畑委員

それからもう一つ、説明会をやるのであれば、これは参加者の意見ですよ。運輸機構とJRと、小樽市の共催でやるべきではないのかと、そういう意見があったのですけれども、こういう質問に対して、小樽市としてはどういうふうに考えていますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

機構とJRと市ということで御意見、その場で質問が説明会ではございましたけれども、少しJRの立ち位置という部分も今のタイミングではなかなか難しい部分があるのかなというふうに感じているところはございます。市としましては、可能な限り、今説明会にも主催という形ではないですけれども、出席をするようにしておりますので、いずれかのタイミングでは、何らか市の、共催という形になるかどうかはわかりませんが、市と機構と、そういう形で地域の方にお話しするような場面も、もしかしたら今後は出てくるのかなというふうには考えてございます。

○川畑委員

積極的に小樽市もかかわって、市民の環境を守っていく、市民の生活を守る立場で、積極的にかかわり合っているというふうには思います。

それで、本会議の質問の答弁でお聞きます。答弁の中で、今後は、発生土の受け入れ地として検討を行うため、地質や地下水の状況などの調査を実施し、その結果に基づく具体的な計画を改めて地域の人に説明を行うなど段階を踏んで説明を進めていくと、決して工事先行ありきで進められているのではないと、そういう、先ほど新幹線・高速道路推進室主幹が答えたような、そういうことなのですけれども。このことを厳守できる、約束の証拠はあるのかと私は聞きたいのです。どうですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

約束の担保と申しますか、そういう部分を、何らかの形でというような意図だと思うのですけれども、鉄道・運輸機構も、これは北海道新幹線が日本で初めて通るトンネルではないわけですから、今まで過去に、全国各地で新幹線の業務を行ってきていると思います。ですから、そういった部分、これまでの新幹線の開通の中で、きちんと段取りを踏んで、今までも進められてきたと思いますので、今回の北海道新幹線、札幌までの延伸の部分につきましても同様に、機構は進められていくというふうと考えているところであります。

○川畑委員

それで、もう一つ、機構は見切り発車しないと説明会でも言っているそうです。答弁の中でも、小樽市の受け入れ可能な土砂の量だとか、トンネルの発生土が搬入されるのかは決まっていないと。受け入れ先となる地域の理解が得られない限り、搬入されることにはならないというふうに答弁されているのですが、このことは間違いなく守

ってもらえるのかどうか、地域の住民の皆さんの了解を得ないとそれはしないのだよと、そういうことが守れるかどうかということを確認してください。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

先日の代表質問でも、市長の答弁にもございますとおり、受け入れ先となる地域の方の、やはり理解というのがない中で、先ほど委員がおっしゃられていた見切り発車、決まっていなくてももう入れてしまうような、そういった形にはならないと思いますので、それにつきましては代表質問での市長の答弁のとおり、地域の理解が得られない限り、搬入されることにはならないというふうに考えているというのは、そのとおりでございます。

○川畑委員

そういうところを、地域の理解が得られないうちに搬入させるようなことをしないように、きちんと守っていただきたいと思います。

それから、答弁の中での情報開示の問題です。要対策土の出現が懸念される場合は、学歴経験者などの第三者による検討委員会で検討をするという回答を受けました。その第三者による検討委員会、これはどういうメンバーになるのか、学識経験者のほかにどういうメンバーで何人ぐらいになるのか、その辺はわかりますか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

第三者委員会のメンバーなのですけれども、私どももホームページ等でどういうふうな構成になっているのかというのは調べたのですが、具体的に個人名とかというのが出ている状態ではございませんでした。ただ、この前の地域の説明会でも同じ質問がございまして、どういうメンバーなのだということの中で、機構で答えていたのは、もちろん学識経験者ということで、大学の教授を初めといたしまして、国ですとか北海道の機関の重金属に知見を持った方、こういった方々で構成しておりますということで、お答えされておりました。

○川畑委員

それで、この検討委員会に参加する人の問題ですけれども、地域の住民だとか、それから、推進派の人だけではなくて、反推進派といいますか、そういう人方もそのメンバーに入れるのかどうか、その辺はどうですか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

それに対して、機構から具体的にどうしますというような回答はなされていなかったと思います。ただ、第三者による検討委員会の趣旨というのが、これは説明会での流れの中で感じた部分ですけれども、要対策土という土が出た場合に、先ほどお話ししたとおり、大学の教授ですとか知見を持った方ということで、専門的にその土をどういうふうな方法でやるべきなのかというようなことを整理していく委員会だと思っておりますので、そういった面も含めると、地域の方が入るべきなのかどうなのかというのは、なかなか、その委員会の趣旨からは受け取りづらいといえますか、少し感じられない部分は、印象を受けたところではあります。

○川畑委員

やはり候補地というか、入れられるその地域の人方というのは、真剣な大変な問題ですよ。ですから、その地元の人方の意見を、委員会の場でもきちんと出せるような、そういう体制をつくってもらいたいと、そういうことに市が努力してもらうことが大事だと、そういうふうに思っています。

それでもう一つ、答弁の中でのことで一つ聞きたいのですが、答弁の中で、この調査、検討結果は地権者や周辺の配慮を踏まえて公表の是非を判断するというふうに回答がありました。公表の是非を判断するという、誰が判断するのか、それをお聞かせいただきたいのです。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

判断につきましてはすけれども、代表質問の中で、この公表の是非を判断すると伺っておりますということで、お答えさせていただいております。これにつきましては、基本的には鉄道・運輸機構が公表の判断をした上で、私ども市とその手段について協議した上で行っていくと、そういうような形で認識してございます。

○川畑委員

例えば、答弁の中でこういうふうには仮に公表することとなった場合、その手段について本市と協議した上で行いが、具体的な時期については現時点で示せないと、そういう答弁をされています。

それで、本市と協議した上でというのは、本市の誰と協議するのか、その辺をお聞かせください。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

先ほど、仮にという前提がございますけれども、その手段について、まず、新幹線の今回の残土の部分も含めて、窓口になっております私ども新幹線・高速道路推進室がまずは入り口になるのかなと思います。その状況によっては、庁内の部分での検討等必要な部分があれば、そういった会議の中で図っていく必要も、もしかしたら出てくるのかなというふうには考えてございます。

○川畑委員

ということは、新幹線・高速道路推進室主幹だけではなくて、庁舎内の幹部も、あるいは市長も出るということになるのですか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

まだ、どういうやり方という部分は、確定しているところではございませんけれども、先ほど申し上げたとおり、必要に応じて関係部内を交えて、そういう確認をしていく形になるかと思えます。

○川畑委員

これだけを質問しているわけにはいかないのですが、国土交通省が定めた対応マニュアルに基づく安全基準だとか対策を実施するので適切に対応されるものと考えているという答弁をいただきました。先ほどの答弁の、機構の判断だという、何か、私も聞いていると、機構に対して全て丸投げではないのかと。前にも私、そういう点では主張させてもらったのですけれども、やはり自治体として、市民生活とか環境の保全、これらを守る立場に本当にあるのかと、その辺についての市長の見解も聞かせてください。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

機構自体は、先ほど委員のおっしゃられていましたマニュアルに従ってやっていくということで、これも先ほど言いましたけれども、今まで新幹線、北海道以外でも工事を行っている実績、その中で、今まで、大きなこういう重金属という部分で、何らかの影響を及ぼしたという部分、そんなに、私も耳にしていない部分もありますので、それについてはある意味、機構に対して信頼といいますか、信頼関係を築いてやっている部分はございます。

マニュアルの部分ですけれども、あくまで、まだ調査途中といいますか、調査前の部分もありますので、そういう計画、いろいろな土をどう対策するかというような、そういうものも示された時点において、市としても詳しい説明というのでしょうか、それを受けて、疑問などがあれば、機構に投げかけるなりして、一緒に進んでいく、対応していきたいというふうには考えてございます。

○川畑委員

質問をこれで終わりにしますが、実は私、今回の説明会、漁業者のところにも説明しているのです。例えば塩谷の漁協関係だとか、小樽市の漁協の関係にも説明されているようです。私の家は、塩谷川のすぐ目の前にあります。その川に、重金属などがあれば流れてくるのです。漁業者は、私が電話して聞いたら、今は、この間少し雨が降ったりして土砂も流れて来ると。近海の漁業者にすると、泥が流れて来ると、それ自体でもう漁ができなくなるのです。すると生活にかかわる問題になるわけで、まして、その重金属が流れてくるようになったら大変だと。だから漁業者としては反対だと言っているのです。恐らく説明会で、はい、わかりましたというところは、ほとんどなかったと思うのです。この後も説明会、引き続き行われることだろうと思うのですけれども、それらの意見もきちんと聞いて、市が資源等を守り、あるいは市民の生活を、安全を守るためにも、どうすべきかをきちんと対応していただきたいと、そのことをお願いしたいと思うのです。意見を聞かせてください。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

確かに漁業者の方ということで、重金属の部分も今お話がありましたし、川が泥で汚れてくると、やはり非常に困るというようなお話は聞いてございます。私どもとしましては、先ほど申し上げましたが、機構と調整を図りながら、その上で地域の方に繰り返し説明を詳しくしていく中で、了解をいただけるような形で進んでいければよろしいのかなというふうに考えてございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

民進党に移します。

○中村(誠吾)委員

議案第6号にかかわり、この条例案については総務常任委員会に付託されておりますが、条例以外にかかわる多岐にわたる部分について、ここで質問させていただきます。

◎組織改革について

まず、一つ目なのですが、組織改革、機構改革を目的とする、真の意図は何なのでしょうか。

○(総務)組織改革担当次長

組織改革の真の目的ということですが、まず目的は、平成28年4月に組織改革基本方針というのを定めていまして、その中で3点定めていますが、今の中村誠吾委員の御質問は真の目的ということですので、その説明は省かせていただきまして、今回の組織改革は、過去2回、16年と20年の大きな組織改革と違い、そのときは財政再建という目的だったので、今回は財政再建ではありません。その中で、今回は各部からまず意見を聞いて、ボトムアップという言い方をしていますけれども、提案をいただいております。

これは具体的に言いますと、例えば総務部が総務部だけの意見ではなくて、総務部が福祉部の意見を言ったり、産業港湾部が総務部に対してこうしたほうがいいのかという意見も、その76項目の中には入っております。その中で76項目の提案を受けて、各部とヒアリングをやって五つの重点項目を定めました。この五つの重点項目というのは、子育て支援の強化、安心で安全なまちづくりの強化、企画政策まちづくりの強化、さらなる観光振興の強化、高齢者対策の再編という五つの重点項目を定めて、部長職から成る組織改革検討委員会、これを決定機関として取り組んできたところです。最終的には、理想論になるかもしれませんが、市民がわかりやすく、職員の能力の最大限発揮できる働きやすい職場、これを目指して組織改革に取り組んでいるというところでございます。

○中村(誠吾)委員

その意図、目的は、現在、市長が就任以降2年数カ月を経て、組織に一体どのような問題があり、どのように改革が必要だと思ったから始めたのですか。

○(総務)組織改革担当次長

今回の組織改革のきっかけというのは、平成28年第1回定例会で安齋議員が、縦割り行政の弊害ですとか、あと多様化する行政ニーズに対応できてない組織だという御意見もいただきまして、その4月に私が担当となったのですけれども、そのときには、市長と話をしたことは、市長も同じ時期に市役所の組織のいびつな部分というのは感じていたというふうにお聞きしました。

そういう中で、前回の組織改革から10年経過して、過去に2回、大きな組織改革の中で、職員を100人削減しています。それに加えて、この10年間で社会情勢の変化が、多様化する市民ニーズ、それとこの間、医療福祉、介護分野でのたび重なる制度改正などがありまして、市役所の中も少し硬直している状態があるということで、今回、抜

本的な見直しが必要ではないかという判断に至ったわけです。

○中村（誠吾）委員

組織の改革を思い立ったときに、市民の皆さん、そして、これは重要なのですけれども、市長、支持者の皆さんからの声があったのですか。なぜそんな言い方をするか、支持者と。市長の公約に、私、これはなかったと思うのです。ですから、このことについてお答えください。

○市長

支持者と周りの方々からの指示は何一つございません。

ただ、先ほど担当次長からお話がありましたが、私も当初就任をして、1年目の中で、組織改革担当次長からお話がありましたように、10年前に財政健全化を目的に行った組織改革によって、硬直状態という表現をされていましたが、いわゆるぎりぎりまで縮減したことによって、業務量の差が生じていたりとか、先ほど松田委員からも、まちづくり推進課の話で時間外勤務のお話等もありましたが、部署によっては非常に長い時間残業があったりとか、そのような市役所内における課題や問題点を感じたことから、公約そのものに私、掲げてはおりませんけれども、そのような問題点等の解消において、やはりその組織改革、前回からそれだけの年数がたっていることもあったので、ここで踏み切ることが必要ではないかという、結果的な庁内議論のもとで進んだというところでございます。

○中村（誠吾）委員

ここまで、入り口の、まず入り方です。

それで、改革という言葉だけが先行していて、その事業を進める準備と事務が追いついていないのではないのですか、私が見てそう思いますよ。

（発言する者あり）

○（総務）組織改革担当次長

事務が追いついていないという御指摘ですけれども、私が平成28年4月に担当になってから、1年8カ月経過しているわけです。この間、いろいろ議会日程も定まらない中で、実は、部長職から成る検討委員会を11回開催して、課長職から成る幹事会を5回開催して、当初28年のときには29年4月にスタートするということだったのですが、1年先延ばしして、やっと条例案にこぎつけたというのが実感です。

部の編成の下の室課の編成についてと、執務室の移転について今協議中ですけれども、来年の第1回定例会の時期には、事務分掌規則の改正までいけるかなというふうに考えています。

追いついていないということに関しましては、いろいろこれから想定できない業務も入ってくるのかもしれませんが、おこなっているのは確かにこなしていますが、何とかこうやっていけるのではないかなというふうには思っております。

○中村（誠吾）委員

市長ね、市民の声を聞く、市民に対してわかりやすい説明という考えはわかります、それは否定することはない。市民サービスを展開するのは誰ですか。実際に展開をするのは市の職員なのです。そこで十分な説明がないのは、私の見聞きして感じていることは、いかがなものかと思いますが、そう考えませんか。

○（総務）組織改革担当次長

職員に十分な説明がないという御指摘ですが、少し長くなりますけれども、今までの経過を説明させていただきます。

検討委員会の事務局に携わっているものですから、職員にどうやって周知したらいいかという部分も考えながら、事務を進めておりました。組織改革検討委員会の資料を各部から職員に下ろすことに加えて、職員組合にもその都度情報提供して、職員には、所属部からと組合からの両方から情報が入るように、漏れないように努めたつもりで

す。

具体的に言わせていただきますと、平成29年8月9日に、職員組合と事務レベルの協議を実施し、その時点での組織改革の概要を説明し、これについては7月26日に第8回検討委員会で開催された資料を組合に提供しています。概要のほかに、部の編成や国保年金課の受け皿を福祉部にすることについて福祉部に情報提供し、8月9日に組合ニュースで、B4両面3ページにわたって掲載されております。

2回目は9月4日、事務レベルの協議を実施しております。このときは、9月4日の前の9月1日に第9回検討委員会が開催されておりますので、この資料をもとに、組合ニュースとして9月4日にB4両面で3ページにわたる第2弾が発刊されています。その記載は、港湾部の復活や保健所の組織改革について、組合ニュースに載っております。

その後、10月26日に副市長交渉を実施しております。その際には、変更になる箇所の組織図と組織改革の基本的な考え方、交渉経過などがニュースに掲載されております。

その後、11月の最終の検討委員会での資料は組合に提供しましたが、組合ニュースには載っていません。その情報提供した資料というのは、執務室の関係を組合に提供しております。

委員からは、説明が不足しているということですが、何も情報を惜しんで出していないわけではなくて、速やかに情報提供しているつもりです。その中で、組合員には、各部からと職員組合のニュースから情報を得ていただきたいということを考えまして、組合には事務レベルでの協議を実施したということでございます。

○中村（誠吾）委員

私の出身母体の組合と、組合員のことを随分と説明していると言っていたいてありがたいのですが、それでは、いらっしゃるとおり、組織改革を担う職員が配置され、案を作成されて、関係部とのヒアリングを実施している、そして実行という中で、スキームに、どこかほころびが発生していると思いませんか、感じませんか。実施予定のおくれ、認められていますよね、懸念されています。どこに問題があるのか、こうおくれてきて、そして周知が十分ではないと私の指摘しているとおりに、どこかに問題があるのかということを示せませんか。

○（総務）組織改革担当次長

問題があるという捉え方が、委員と私の中で少し違うのかもしれませんが、実は今回、ボトムアップによる提案というのは、市長がこうやってかわりまして、組織改革のやり方というのが、この小樽市役所の歴史にないやり方を今やっているわけです。正直、試みて、やはり初めてなものですから、前回の組織改革の事例などとも参考にはするのですけれども、なかなか難しい部分がありまして、そういう意味ではスケジュール的なことも含めて、完全な状態ではないというのは私自身も理解しています。

ただ、結果的になのですけれども、前回の平成20年度の組織改革と比べて、副市長交渉をやっているというのは、むしろ今回のほうが早いですし、副市長交渉が終わった後に職員組合は、詳細については各部長交渉において行う、協議するというふうに言っております。対応が遅いというのは十分私自身も理解していますが、組合とその説明員側の今回の組織改革については、それ以外にもっと根深い問題があるのかなというふうに思っています。

○中村（誠吾）委員

それはまたおもしろいことをおっしゃったね。

本質に一回戻すけれども、係、課に対する職員の配置は、その課、係が果たす役割に見合った数が配置されなければならないのは、これは当然でいいですよ。現行を見た場合、時間外勤務が抑制されているように見えるところもあるのですけれども、土曜日、日曜日に出勤している職員を、数多く私は見ます。改革を宣言する前に、市長はその実態を把握していますね。

（「何もわかりません」と呼ぶ者あり）

○（総務）組織改革担当次長

実はこれも、私が 4 月についてから、市長と組織改革について話す機会があったのですが、実は市長も土日の出勤と平日の夜遅くの時間外については非常に気にしていまして、業務の平準化を図れないかというような、提案を受けました。ただ、私の組織改革で業務の平準化というのはなかなか難しい部分があるので、実際に、これはあくまでも市役所内の勤務なのですが、それを、情報をどうとるかというのを少し考えたときに、私当時総務課にいたものですから、総務課の決裁の中で、当直名簿というのが決裁で回ってきます。その総務課の当直においての情報を、総務課内から少し、いただいたというのは変なのですが、情報をいただきまして、私なりに市役所内で多忙な職場というのは把握しているつもりです。ただ、これは時間外労働ではないので、あくまでも帰る時間を示しているだけなものですから、正式な資料にはもちろんならないのですが、ただ、遅くまで残っている職場というのは把握しているつもりです。

○中村（誠吾）委員

組織改革としては本筋が若干ずれるのですが、管理職はふえているように私は見えます。その管理職がですよ、疲れ切っているのですよ、疲弊という言葉はよくないでしょうけれども、長期休養に入っている職員が非常に多くなったと聞いています。私もそう思います。事実、私のところにも相談が来ています。そのような実態、市長は把握されていますか。あなたの大切な部下ですよ。

○（総務）職員課長

職員が長期療養ということになりましたら、総括安全衛生管理者であります総務部長宛てに、療養届が提出されることとなりますので、職員課でその状況を把握しております。そのうち管理職につきましては、市長に別途報告しております。

○中村（誠吾）委員

組織をつくるには、おこがましいけれども、業務内容に見合う人工数を算出して職員数の配置をやっていくわけですよ。そして、指揮命令系統がしっかりしていることが、まずもって大切なことです。それで、これがしっかりしていないと市民サービスに、とりわけ市民が一番かかわる窓口職場では、たらい回しなどの問題が発生してしまうのです。窓口職場の統合または再編など、今回の提案においてどう工夫しているのですか。

○（総務）組織改革担当次長

今回の各部からの 76 項目の提案の中に、ワンストップ窓口の設置という提案があります。これは将来的に小樽市が絶対取り組まなければならない課題だというふうには考えていますけれども、何分、平成 30 年 4 月の組織改革の中では、別館 1 階のフロア、これを全部使わなければならないものですから、それは今回の庁舎割りで難しいだろうということで、先送りをせざるを得ないなというふうに考えています。

その中で、できる範囲の工夫としては 2 点ありまして、1 点は、後期高齢・福祉医療課のこども・ひとり親医療を新設するこども未来部に集約すると。なぜ集約するかというと、対象者が児童扶養手当の対象者と類似しているものですから、市民の動線が 1 カ所で済むという利点があるのと同時に、やはりひとり親になりますと、離婚が原因でひとり親医療でまた同じ離婚の説明をして、児童扶養手当でまた同じ説明をするという、市民にそういう煩わしさというか、言いたくないことを言わせている部分もあるので、そういう意味で 1 カ所の窓口にしたいということで、これを一括すると。

それとまた同時に介護保険課なのですが、これを今の別館 1 階の年金係と医療保険部長のところに、部長室を壊して、そこに介護保険課を移管したいというふうには考えています。これは高齢者の動線と、隣に戸籍住民課という組織がありますので、なるべく高齢者を動かさないこと、それと御存じのように、今、介護保険課というのは、10 番窓口をサテライトでやっけていまして、執務室は本館の 1 階にあります。執務室の窓口を一緒にすることによりまして、後方にきちんと職員が設置して、市民に対応できるという利点があるというふうには考えています。

○中村（誠吾）委員

今、若干認識は同じとかあるのですけれども、ただでさえ、本庁舎が二つに分かれていて、本館、別館の行き来というのは、高齢者には酷だと考えますでしょう。何かしら使い勝手のよい工夫が求められるのですよ。

それで、そのような考えを市長はお持ちなのですね。ですからそのように指示したのですね。であれば、どのように意見反映されましたか。

○（総務）組織改革担当次長

市長からは、高齢者、子供、市民含めて手続、申請などに訪れる市民の手続を2回までで済ますことはできないかという提案がありました。これは本当にもう庁舎的に無理なので、できませんという話で市長に返していますけれども、ただ今回、先ほど説明したように介護保険課を別館1階に持つことによって、並びが介護保険課、国民健康保険課、保険収納課、年金と後期高齢医療課というふうに、戸籍住民課から会計課まで横並びになりますので、例えば住所異動などがあった場合の高齢者の動線なんかも、そんなに歩かないで済みますし、1階に高齢者の動線を確保したということは、高齢者サービスにつながるのではないかなというふうに考えています。

○中村（誠吾）委員

それで、これは代表質問でも質問が出ていたと思うのですけれども、職員の配置、この業務の分担、つまりは事務分掌条例の改正を伴うような業務分担の改正については、はっきり申し上げまして、職員の声をまとめる立場にもあります職員団体との交渉、つまりは組合交渉が不可欠だと考えます。そこで、この交渉経過、進捗状況はいかがになっていますか。

私、進捗と言うけれども、組合だから言いますが、経験者だから言うけれども、いわゆる了解、妥結していないと条例の提出は不可能ではないですか。事前交渉、見切り発車はしないという労使の最低限の約束を市長は御存じだと思いますので、どのように考えていますか。

○（総務）組織改革担当次長

まず、職員組合との進捗状況なのでございますけれども、実は平成29年度に若干の組織改革を実施しまして、その交渉結果がスムーズにいかなかったという反省があります。30年度はそれ以上に大規模な組織改革になりますので、委員長とは個別に2回ほど協議させていただきまして、組合からは早く情報が欲しいというふうな形で、委員長からは再三私に申し出がありました。

その中で、夏ぐらいに副市長交渉を予定していたのですけれども、そのときにまだ組織改革が固まっていない状態なものですから、逆に混乱するだろうという判断のもとに、夏ぐらいの副市長交渉はできないというか、先送りにした経過があります。

そんな中で10月26日にやっと副市長交渉ができたという中で、交渉経過は委員も見てるのでわかっているかと思いますが、私どもとしましては、交渉経過の中で、組合が詳細については各部長交渉で今後協議していくという形で投げかけていますので、妥結したとかという話ではないのですけれども、了承はいただいているのだなと、こういうふうに進めていただいているのだなという認識は持っております。

それと、副市長交渉の中で、労使三原則を重視するというふうに組合から質問がありましたので、当然副市長はそのように考えているというふうに答弁しておりますし、その後の事務局から各部長宛てに、副市長交渉の中でそういう意見が出されましたということで各部長にも周知しているところでございます。

第4回定例会で議案に出すことも、その副市長交渉の中で出ていますので、了解というのが、どれをもって了解かはわかりませんが、了承はいただいているのだなというふうには感じております。

○中村（誠吾）委員

今おっしゃったことを、ではこの大前提が崩れると、今定例会に提出されている条例改正案の取り扱いはどうなるのですか。わかりやすく説明してください。

○（総務）組織改革担当次長

大前提が崩れるとという、その辺の、私、今、頭が混乱していて理解できないのですけれども、何回も繰り返しの答弁になりますが、10月26日の副市長交渉で提案させていただいて、組合としては、繰り返しになりますけれども、各部長交渉をやる、第4回定例会に条例案を提案することも、それに対しては何も異議を唱えていないということを見ると、私どもとしては、そのまま進んでいくのだろうなというふうには思っています。この第4回定例会でどう議論するかは別です。

私が今疑問に思っているのは、なぜ組合が各部長交渉に入らないのかというのを、少し疑問に思っています、入れないなら入れないの、資料が足りないですか、何とかがどうだということと言われてもいないので、私は10月26日以降に入るのだとばかり思っていました。そのまま、かつて入ってないということは、組合は組合なりの考えがあって進めているのだなというふうには考えています。

○中村（誠吾）委員

組合の対応ね、はい。

それでは、もう一つ聞きます。この交渉において、これまで副市長が対応していたと思いますけれども、副市長がいなくなった今、交渉の窓口、責任は誰が担うのですか。

○（総務）組織改革担当次長

当然、副市長がいなければ、総務部長が窓口になることを考えております。

○中村（誠吾）委員

具体的なことを聞いて、この項を終わっていきます。職員の異動にも、職員の手はもちろんのことですが、みんな経験していると思いますけれども、内線電話の整備とかパソコンの移動とか、勤務時間外での移動作業が必要ですし、いざ決まったら、極めて短時間に異動を済ませなければならないのですよね。これらにかかわる予算等はどのようになっていますか。

○（総務）組織改革担当次長

移動にかかわる予算については、平成30年度の当初予算に執務室の移転を要求する考えでおります。

いろいろ組織が決まりましたら、職員の手を煩わせることはたくさんあるのですけれども、移転については30年4月1日にはこだわっておりません。各部の対象となる部、それぞれ協議していただく中で一番母数の日を設定して、移転を考えております。ただ、それが30年4月に子育てみたいに集約して、ほかから来るところもありますので、そんなに長くはそのままのいびつな状態にはできないのですけれども、4月1日にこだわらないで、例えばゴールデンウィーク前後とか、そういうのを何か利用してできればなというふうには考えています。

○中村（誠吾）委員

今回の組織変更で最も大切なのは、市長の意思、意図なのです。それは、組織改編を指示したときに、どういう組織にしてほしいということを市長が職員に指示をしたか、するかなのですよ。それで先ほど来、そもそもボトムアップとどまっているのですけれども、問題点を吸い上げるという、これはボトムアップで吸い上げるのが始まりというのは、そもそもおかしいのですよ、私の経験からすると。76項目ボトムアップ、ボトムアップと何度もおっしゃっていますけれども、まさにそこなの、結局、もともとの目的がボトムアップになってしまっているのですよ、これは。後で担当次長からお聞きください。

それで、もっとわかりやすく言います。市長にですよ、まずビジョンがあって、それに対応する解決策としては、ボトムアップというのはあってもいいのです。具体的に言いますか、例えば。例えば市長が、まずは今回、中期財政収支計画があるのでスリム化したいと考えるのです。そして、そのためには総人件費を抑制したいのですけれどもどうしたらいいですかということ、そういうトップダウンになって、あとはどういう解決方法や案がありますかと聞くボトムアップならいいの。それだと原課の担当も判断基準を持って対応できるのです。ところが、今の状

況の全てボトムアップというのは、何もできないのですって、原課としては、決めてもらうまで。だから私、結果がこのように、ただのスケジュール管理になっているのではないかと強く言わせてもらっているのです。

端的に言うと、一番わからないのは、こども未来部というのは誰がいつ決めたのですかって、わからないの、私。これは条例の中に入ってしまうから言わないけれども、そのことだけでも指摘しておきます。

もう一度、市長、あなたボトムアップという意味を理解してください。臨調行革の時代からずっとやってきました、皆さんと。そこには、つらくても苦しくても市役所を倒さないために、どうやったら、人件費も含めて、悔しかったけれどもね、どうやったら機構改革できるかって意図がはっきりしていた。全職員が意図をわかったのです、市長が言わなかったって。言わなかったって悪いけれども。だから、そのことに関していえば、これは76項目ボトムアップとおっしゃっていますけれども、私には理解できないということで、また今後の協議にします。

◎北海道新幹線について

北海道新幹線について質問します。

北海道新幹線として、平成17年に着手した新青森から新函館北斗間が3月に開業しました。昨年のことですから記憶に新しく、北海道に新幹線が来たことは北海道に住む我々にとっては特別な思いがあるのですけれども、私も公務で新函館北斗から八戸間を利用させてもらいました。本当に快適な移動でした。何かというと、飛行機と違い、気圧や揺れ、そして何かとこの着席の指示も出る、シートベルトの煩わしさということがないのです。ですから、御高齢の方や小さな子供に負担が少ないですし、ということは一緒にいる保護者の皆さんにとっても楽であろうという実感が持てました。

そこで、今度は小樽に順番が回ってきます。新函館北斗から札幌までの開通を目指して、我々の周りで、それこそ調査や工事が、平成42年度末の完成目指して進められているのですよね、御承知のとおり。あと13年、または14年で目標年が来てしまいます、時間がないのですよ。それで、整備が今もうどんどん進んでいます。今までこれのことに関しては、先輩たちから聞きましたが、総務常任委員会において整備や費用、そして誘致やルートなどのお話は進んで、議論されてきたことだそうです。私としては、新幹線が整備されることや新幹線がやってくるものの効果ですとか、もっと具体的に、小樽市民の参加や小樽の経済界の参加について質問をさせていただきたいのです。そして、今日の取り巻く情勢を鑑みてもあるのですが、基本に戻り、周知のこともあるでしょうけれども、少し我慢をしてお答えください。

まず一つ目です。びっくりするかもしれませんが、北海道新幹線全体の計画についてお聞きしたいのです。まず、北海道新幹線の概略について聞きます。国としての計画の位置づけについて、これは整備新幹線とよく言われるのですけれども、北海道新幹線はどの区間まで位置づけられているのですか。というのは、函館市までだったのではないよね、札幌市までですよ。でも、旭川市という話も聞くのですけれども、具体的にお聞かせいただけませんか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

整備新幹線に位置づけられている計画の中では、青森・札幌間というふうになってございます。

○中村（誠吾）委員

整備新幹線と言われて、整備方式として、建設段階と、建設するものと、保有する主体と営業する主体は、改めて誰なのかということの説明してもらいたいですし、その整備方式の費用負担について、小樽市を含め地元負担などを説明してください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

まず、新幹線の整備方式、建設と保有はどこなのかということなのですが、まず、私ども、いつも鉄道・運輸機構というふうに少し省略して申し上げておりますが、正式には独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、こちらが施設を建設・保有するという形になってございます。

営業主体につきましてですけれども、これは J R になります。先ほど申し上げた鉄道・運輸機構が施設を貸し付けて J R が営業していくと、こういう形になってございます。

それから、費用の部分でございませうけれども、費用負担ということで、そのうちから貸付料収入に充てた残りの部分というのでしょうか、そこの部分の金額を、国が 3 分の 2 負担、それから地方公共団体が 3 分の 1 負担するというふうになってございます。小樽市が負担する分でございますけれども、先ほど申した地方公共団体 3 分の 1、これのうちの、小樽市内の駅に係る部分ですとか、都市計画法に基づきまして用途地域の範囲にその設備が、鉄道施設が係ってくる部分、その工事に係る経費の 10 分の 1 となっております。

○中村（誠吾）委員

3 分の 1 の 10 分の 1、30 分の 1 なのだ。なのだって別にほっとしているわけではないのですけれども。

整備新幹線着工の基本条件というのを見ました。五つあると見ているのですけれども、その説明をお願いします。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

整備新幹線の基本条件ということで、五つ、委員のおっしゃるとおりでございます。

その五つなのですが、まず一つ目が、安定的な財源見通しの確保、それから二つ目が、収支採算性、それから三つ目ですけれども、投資効果、四つ目ですが、営業主体である J R の同意、それから最後五つ目ですけれども、並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意、この五つになってございます。

○中村（誠吾）委員

補足して聞くと、それはもちろん全て条件を満たしているから着手しているのですよね。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今、中村誠吾委員がおっしゃられたとおり、この五つを満たしているということで進んでいる状況にございます。

○中村（誠吾）委員

では次に、投資効果、やはりそこを聞きたい。開業効果についてお聞きしたいのですが、今までの質問は、これは国土交通省などのホームページで私も見させてもらって勉強させてもらった内容なのですけれども、ある程度は理解できました。でも、次のこの投資効果と開業効果ということになると、非常にわかりにくいのです。

それで、聞き方を変えて、開業効果で言えば、整備新幹線は、地域間の移動時間を大幅に短縮して、我が国のビジネス・観光の交流を促進することで、地域の産業や社会に大きく効果をもたらしますと、もちろん書いています。と国土交通省にあるのですけれども、これを北海道、できれば北後志の観光施設やビジネスに置きかえて述べるとすると、具体的にどうなりますか。端的に説明をお願いします。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

開業の効果という部分でございませうけれども、開業にかかわらず、北海道新幹線がもたらす効果という形で、少しお話しさせていただきますが、なかなか北海道、できれば北後志というお話もございましたけれども、少し包括的な形になってしましますが、その点は御了承いただきたいと思えます。

効果といたしましては、先ほど国土交通省のホームページにも出ていた部分と若干かぶりますけれども、安全性それから定時性、こういう部分にすぐれた大量輸送の交通手段の確保による利便性の向上、こういった部分が図られるということが挙げられるかと思えます。

それから、交流人口の増大ですとか、新たな経済交流ですとか周遊観光、こういったことによる地域経済の活性化、こういったことが期待されるというふうに考えてございます。

○中村（誠吾）委員

少し前後するのですが、八戸市に行ったときにも、すばらしいのだけれども、トンネルに次ぐトンネルでした、やはり。そして、この北海道新幹線、その延長と、そのうちトンネルは何キロメートルあるのですか、どのぐらいがトンネルですか。基本的なこと聞いて申しわけないけれども。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

トンネルのまず延長、北海道新幹線、新函館北斗から札幌までということでお答えさせていただきますけれども、総延長が211.7キロメートル、このようになってございます。そのうちトンネルの区間でございますけれども、168.7キロメートル、ですから、これを割り返しますと、トンネルの割合につきましては大体8割ぐらい、80%ぐらいが新函館北斗・札幌間の割合、80%がトンネルというふうになってございます。

○中村(誠吾)委員

それで、すごいですよね。総事業費は、幾らかかると言われているのですか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

総工事費ということで御質問でございますけれども、これにつきましては、1兆6,700億円と聞いてございます。

○中村(誠吾)委員

難しい計算なので、私も途中で諦めて、それを人に聞くのは申しわけないのですが、公共事業の指標の一つになっている投資効果という率があるのです。B/Cというものがあるのですが、一体どれぐらいになると計算されているのですか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

今御質問ありました投資効果、一般的にはB/Cというふうと呼ばれているものでございますけれども、これにつきましては約1.1ということで聞いてございます。

○中村(誠吾)委員

その数字の意味は、自分でもっと勉強してから今度は聞きます。

それで、先ほど申し上げたとおり、私はここで、この費用が大き過ぎるとか、効果が少ないのに実施するかなどの議論をするつもりはないのです。それで、私が言いたいというのは、とてつもなく規模が大きくて、費用も大きくかかる事業であることの実事ですね。そして、国として行っている事業です。お金は地方の負担もあるのだけれども、要するに今の時点で、もうやめたとかというような事業ではないのです、そんなことを言うね。そうすると、開業がすぐそこまで迫っていることを、市民とともに共有し、確認していこうと思っているのです。

そこで質問なのですが、先ほどのところで、北後志にとっての北海道新幹線の効果なのです。いろいろ国土交通省が調査しているのですが、国としての効果の話はありましたけれども、北海道で行った経済効果を聞きたいのです。それで、一つは北後志の観光地や特産品の紹介などによる経済効果や、そして新小樽駅が北後志の観光地などへの接続への場所になるのです。そうすると、ターミナルになるわけですよね。現在の小樽駅のバスターミナルとの関係もあるけれども、人が集まり、出ていくところになるということになると、さて、嫌みではないのですが、後志の各自自治体からよく、小樽市は札幌市しか見ていないと言われます、仲間から。

改めて再度聞きます。北後志の入り口としての位置づけは、新小樽駅は持ちますね、持っていますね。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

後志の入り口としての位置づけ、新小樽駅が持っているのかという御質問でございますけれども、私どもが整理している中では、今回の新幹線の整備、この効果を地域全体、これに生かしていくことが大事だというふうに認識しております。そのためには、魅力あるまちづくりの推進が必要でありますし、それから、小樽市だけでなく周辺地域も含めたエリアとしてこう魅力を上げていくというのが必要だと考えております。

このようなことを踏まえまして、新駅周辺の整備コンセプトということで考えておりますのが、新幹線整備効果を地域全体に生かすまちづくり、小樽の新たな玄関口の形成、こういった形で位置づけを行っているところでございます。

○中村(誠吾)委員

そうしたら、時間がありませんので、また今度の機会にも聞くのですが、このソフト事業の展開もあり、

わからないところもあるのですが、新小樽駅を、私は単なる新幹線のとまるところで終わらせてほしくないのですよ、みんなそう思いますよね。最初の部分で触れたのだけれども、巨額のお金がかかっています。新小樽駅について、小樽市は、今確認しました北後志の玄関口であれば、残された時間が少ない中で、計画の推進には官民連携組織が必要と考えるのですよ、計画にもそう書いています。そこで、今後どのような展開を考えていますか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

今、中村誠吾委員がおっしゃられた官民連携組織の部分でございますけれども、私どもがことしの3月に策定いたしました、新駅周辺のまちづくり計画、この中でも位置づけを行ってございます。そういったことを踏まえまして、今年度につきましては道南地域、北斗市ですとか函館市、それから木古内町、駅のあるところですね、そちらの先行事例を調査いたしまして、研究、検討を行っているところでございます。

今後につきましては、その計画、まちづくり計画の中でも位置づけておりますけれども、経済団体ですとか産業団体、観光団体、それとももちろん行政も入って構成する官民連携の、オール小樽の組織というのでしょうか、こういったものの構築を図りまして、新幹線の開通に向けまして、二次交通ですとかソフト対策ですとか、そういった部分を含めた計画づくり、それからその推進というものを行っていくというふうに考えてございます。

○中村(誠吾)委員

最後に要望です。これは回答は要らないです。

北海道新幹線新小樽駅が、旅行者のみならず、市民を含み人が大勢集まる場所にしていきたい。楽しめる場所にしていきたいのです。そして、先ほど言った地域に発信する場所として、整備を進めていきたいと、覚悟を持っていただきたいと思いますので、これは回答は要りません。よろしく申し上げます。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。